

第4次広島市環境基本計画

令和8年（2026年）3月

広島市

目 次

第1章 計画策定に当たっての基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画策定に当たっての基本方針	2
1 環境基本計画の位置付けの明確化及び内容の大綱化	2
2 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化	2
3 総合的・横断的視点の設定	2
第3節 計画の位置付け	4
第4節 計画期間	5
第5節 計画の対象	5
1 対象地域	5
2 環境区分	5
第6節 本市の概況	6
1 地理	6
2 気象	7
3 人口・世帯数	7
4 地目別土地面積	8
5 産業構造	9
6 公共交通の乗車人数	10
第7節 本市の環境を取り巻く様々な課題	11
1 人口減少社会・超高齢社会の到来	11
2 温室効果ガス排出量の更なる削減	12
3 気候変動の影響への適応	13
4 環境への負荷の少ない交通体系の整備	15
5 ごみの減量・リサイクル	16
6 環境美化	17
7 プラスチックごみ問題	19
8 森林の荒廃	20
9 農地の減少	21
10 生物多様性の危機	21
11 大気汚染	22
12 水質汚濁	22
13 環境保全意識の醸成	23
第2章 目指すべき環境像と基本目標	24
第1節 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）	24
第2節 環境像を実現するための基本目標	25
第3節 総合的・横断的視点	26
第3章 施策の方針	29
基本目標1 脱炭素社会の構築	29
1 温室効果ガス排出量の削減策（緩和策）の推進	29
2 気候変動の影響への適応（適応策）の推進	31
3 環境負荷の少ない持続可能なまちづくり	32

基本目標2	ゼロエミッションシティ広島の実現	34
1	ごみの減量・リサイクル等の推進	34
2	ごみのないきれいなまちづくりの推進	35
3	プラスチックごみ対策の推進	36
基本目標3	豊かな自然環境の保全	38
1	健全な水循環の確保	38
2	緑の保全	40
3	生物多様性の確保	41
基本目標4	健全で快適な生活環境の保全	44
1	大気環境の保全	44
2	水環境・土壌環境の保全	45
3	有害化学物質等の対策の推進	46
4	騒音・振動の規制	46
基本目標5	環境保全に主体的に取り組む社会の形成	48
1	環境教育・学習の推進	48
2	環境保全活動の促進	50
(参考)	計画の体系図	52
第4章 計画の推進		54
第1節	計画の推進体制	54
1	各主体の役割分担と協働	54
2	行政内部の組織横断的な調整等	55
3	広島市環境審議会	55
第2節	計画の進行管理	56
1	計画の進捗状況の公表等	56
2	計画の評価	56
参考資料		57
資料1	広島市環境審議会委員名簿	57
資料2	策定経過	58
資料3	用語解説	59
資料4	環境の現状を把握する上で参考となる指標等一覧	64

注1 この計画の記載内容は、原則として、策定時点のものです。

注2 本文中の「＊」が付されている用語については、用語解説（p59～）を行っています。

第1章 計画策定に当たっての基本的事項

第1節 計画策定の背景

本市では、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年広島市条例第13号）に基づき、平成13年（2001年）10月に広島市環境基本計画を策定後、平成19年（2007年）6月に同計画を改定し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

その後、平成28年（2016年）3月に策定した「第2次広島市環境基本計画」、令和3年（2021年）3月に策定した「第3次広島市環境基本計画」（以下「前計画」という。）においては、内容の大綱化を図るとともに、本市の環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）を「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」とし、この環境像の実現に向けた基本目標を四つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境、地球環境）ごとに掲げ、様々な施策を推進した結果、温室効果ガス*排出量やごみ排出量は着実に減少するなど具体的な成果が現れています。

一方、近年の環境を取り巻く状況は急速に変化しており、令和6年（2024年）の世界及び日本の年平均気温は観測史上最高を記録するなど、「地球沸騰化の時代」とも称される危機的な状況となっています。また、食品ロスや海洋へのプラスチックごみの流出等のほか、人口増加や経済発展に伴う天然資源の枯渇への懸念が国際的な問題となっており、循環型社会*の形成が急務となっています。

こうした世界を取り巻く喫緊の課題の解決に向けては、地域における環境保全の取組を積み重ねていくことが基本であり、基礎自治体においては、地域の実情に即した施策を的確かつ効果的に推進していくことが重要です。

本市においても、豪雨による自然災害の頻発や熱中症リスクの高まりなど気候変動*の影響が顕在化するとともに、食品ロスの削減など更なるごみの減量化が重要な課題となっています。このため、令和2年（2020年）12月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明し、また、令和4年（2022年）7月には「気候非常事態」を宣言し、脱炭素社会*の構築に向け、地球温暖化*対策に全力を挙げて取り組む姿勢を明確にしました。さらに、令和5年（2023年）4月には「広島市食品ロス削減推進条例」を施行するなど、循環型社会の形成につながる取組を強化しているところであり、引き続き、持続可能な社会の実現に向けて、市民、事業者、行政等様々な主体が相互に連携・協力しながら、環境の保全及び創造に関する取組を進めていく必要があります。

これらの社会情勢や環境を取り巻く課題を踏まえ、総合的かつ中長期的な視点を確保することを重視した前計画の基本的な考え方を継承しつつ、環境像の実現に向けた施策の更なる推進を図るべく、第4次広島市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

第2節 計画策定に当たっての基本方針

本計画の策定に当たっての基本方針は、次のとおりとします。

1 環境基本計画の位置付けの明確化及び内容の大綱化

本計画の策定に当たっては、環境分野とそれ以外の分野における行政計画に対する本計画の位置付けを明確化します。

また、本計画では、各行政分野における個別具体的な施策の展開等を柔軟かつ弾力的に行えるよう、包括的かつ中長期的な視点を確保することを重視し、内容の大綱化を図ります。

各行政分野（行政計画）における個別具体的な施策の展開等は、本計画の内容を踏まえて行っていくことになります。

2 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化

本計画においては、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例に定める基本理念の下に、本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化を図り、それを「環境像」として位置付けます。

3 総合的・横断的視点の設定

環境問題は様々な問題が複雑に絡み合っており、その解決に当たっては環境問題を様々な側面から多面的に捉える必要があることから、今後ますます複雑化・多様化する環境問題に的確に対応するため、諸施策の展開等に当たって必要な総合的・横断的視点を設定します。

また、平成27年（2015年）9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境などの広範な課題に対しての全ての国々の取組目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められました。

このSDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現とは、本市が目指す「平和」、すなわち、単に戦争がない状態にとどまらず、良好な環境の下に人類が共存し、その一人一人の尊厳が保たれながら人間らしい生活が営まれている状態の実現に他なりません。

このため、SDGsと本計画を関連付けることにより、総合的・横断的視点を更に強化し、各行政分野における施策の検討・実施に当たっての具体的な取組の方向性を示すとともに、その着実な達成を目指します。

図1 SDGs一覧（黒枠内が本計画と関連するSDGs）



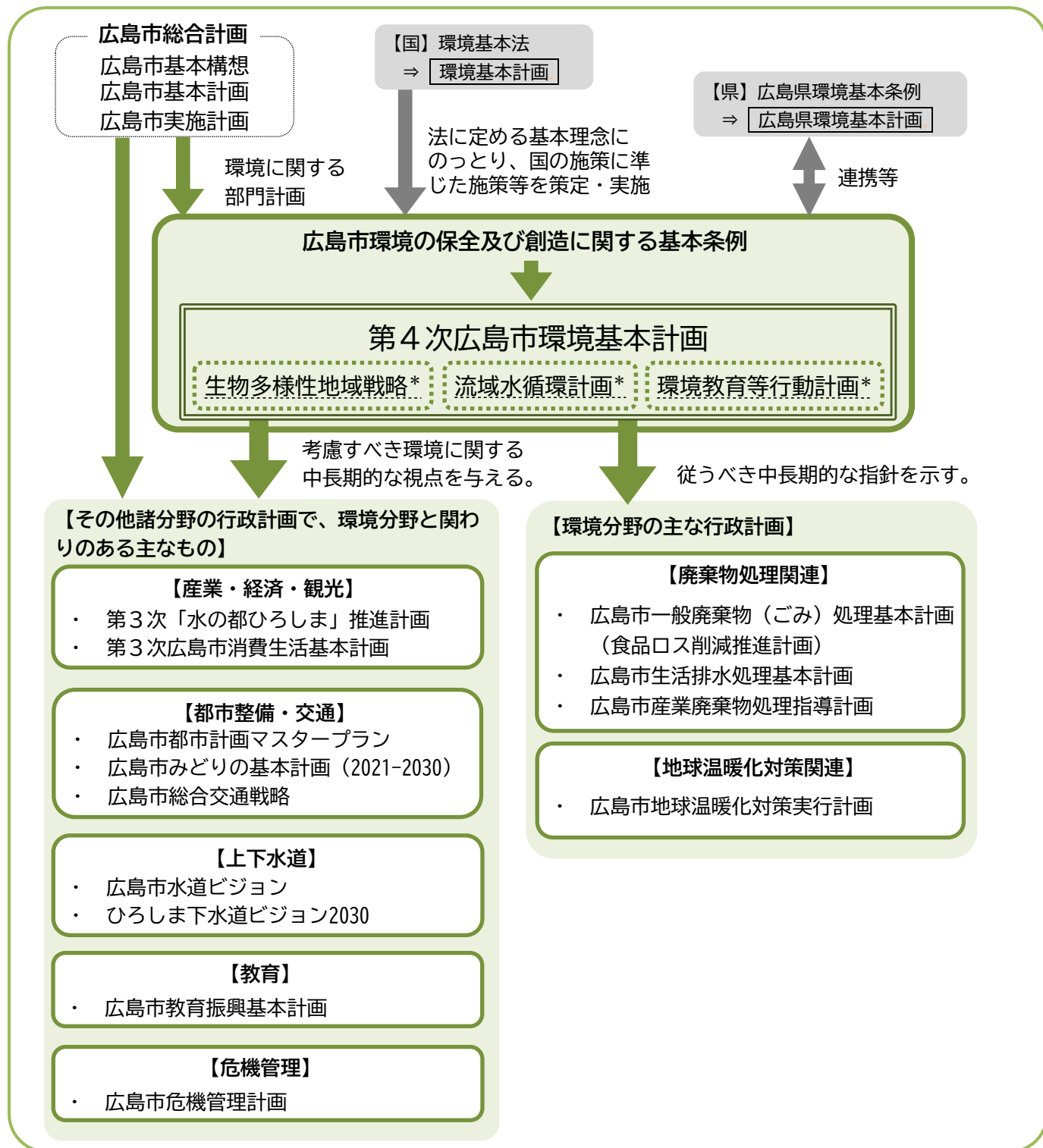
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		12 つくる責任、つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
	4 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	6 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。		16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第3節 計画の位置付け

本計画は、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例第34条第1項の規定に基づき策定する計画であり、その位置付けを、環境分野の行政計画との関係では「施策の実施等に当たって従うべき中長期的な指針を示すもの」とし、環境分野以外の行政計画との関係では「施策の実施等に当たって考慮すべき環境に関する中長期的な視点を与えるもの」とします（図2のとおり）。

図2 本計画の位置付け



第4節 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

なお、本計画の前提となる諸状況に大きな変化があった場合等には、必要に応じて計画の見直しを行います。

第5節 計画の対象

1 対象地域

本計画の対象とする地域は、本市の区域とします。ただし、本市の区域内にとどまらない環境問題について、他の地方公共団体等と連携した広域的な取組が必要となる場合があります。

2 環境区分

本計画の対象とする環境は、次のとおり四つに区分します。

(1) 自然環境

水、緑、生物等、主に、自然界を構成する事象を要素として捉えた環境

(2) 都市環境

まちづくり、景観、交通等、主に、都市との関わりが深い事象を要素として捉えた環境

(3) 生活環境

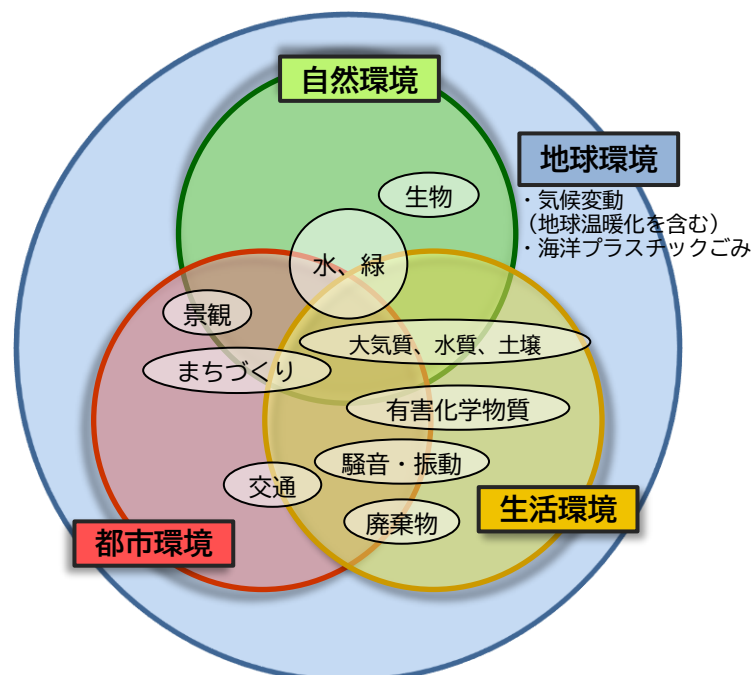
大気質、水質、土壌、騒音・振動、有害化学物質、廃棄物等、主に、市民の健康や日常生活に影響を与える事象を要素として捉えた環境

(4) 地球環境

気候変動（地球温暖化を含む）、海洋プラスチックごみ*等、主に、地球規模の環境問題に係る事象を要素として捉えた環境

なお、環境区分の要素のうちには、複数の環境区分にまたがり、又は他の環境区分に影響を及ぼすものが存在し、各環境区分は、相互に影響を及ぼす関係にあります（図3のとおり）。

図3 環境区分及びその主な要素



第6節 本市の概況

1 地理

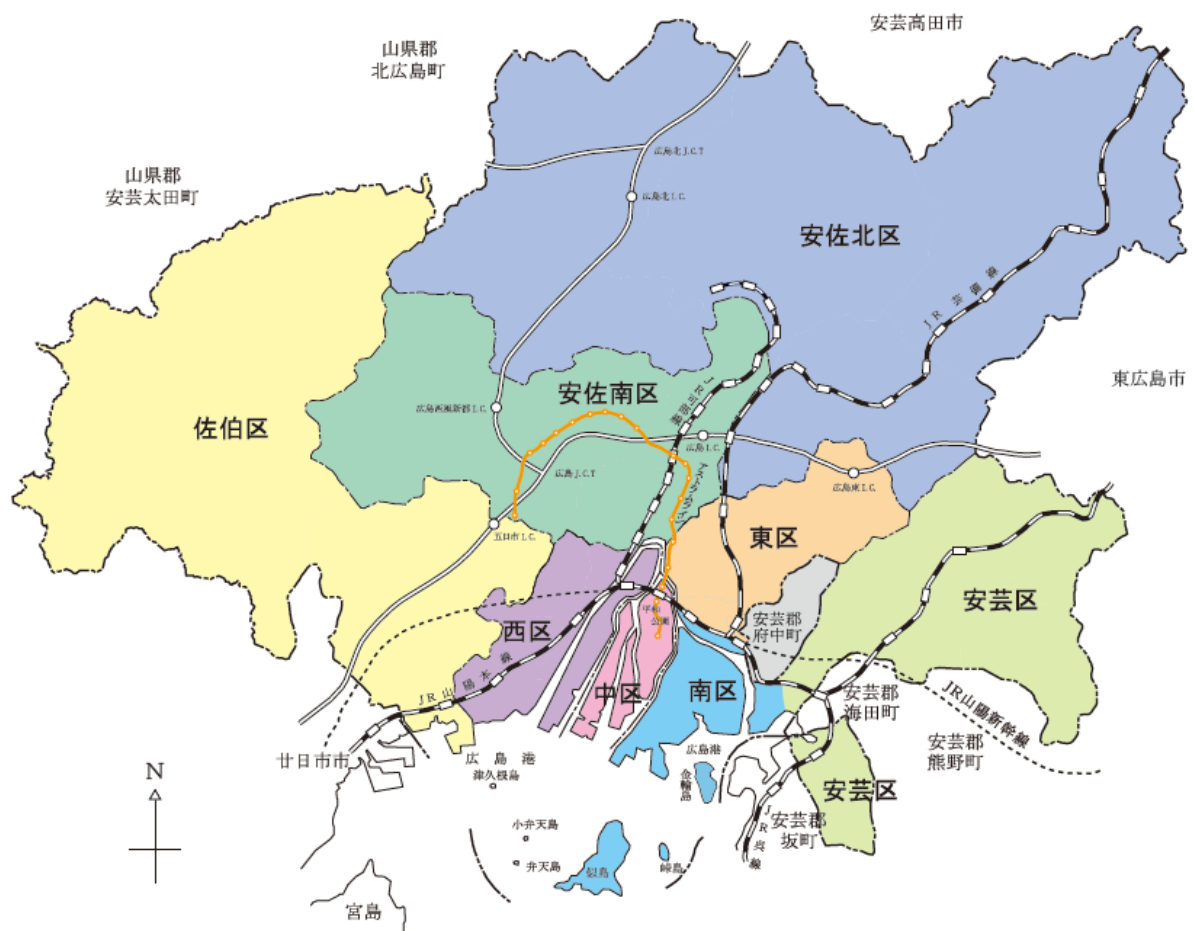
本市は広島県の西部に位置し、広島湾に面しています。東西は49.9km、南北は35.4km（令和5年（2023年）4月1日現在）で、総面積は、906.69km²（令和6年（2024年）10月1日現在）です。

本市の区域のうち、平地部は、広島平野、海田平野及び五日市低地から成り、その大部分は太田川の三角州（デルタ）上に位置します。この平地部に丘陵地及び台地が隣接し、北部、東部及び西部に広がる山地には、標高600m以上の山岳が多く点在します。

河川の水系には、太田川水系、瀬野川水系及び八幡川水系があり、このうち太田川水系の太田川は、下流で太田川（太田川放水路）、天満川、旧太田川（本川）、元安川、京橋川及び猿猴川の6本の河川に分岐して広島湾に注いでいます。

資料 広島市統計書

図4 本市の区域図



資料 令和6年版広島市勢要覧

2 気象

本市の気候は、温暖で降水量の少ない「瀬戸内気候区」に属しています。

本市では、夏・冬の季節風が中国山地や四国山地に遮られることから、月平均気温（令和元年（2019年）～令和5年（2023年）の平均値）は、1月が6.1℃、8月が29.0℃、年平均が17.2℃と比較的温暖です。

年降水量（令和元年（2019年）～令和5年（2023年）の平均値）は、1,669.6mmと瀬戸内気候区としてはやや多くなっています。10月中旬から3月までの約6か月間は乾燥期で、雨は少なく晴天の日が多くなります。

年日照時間（令和元年（2019年）～令和5年（2023年）の平均値）は2,165.4時間で、比較的日照に恵まれています。

平均風速（令和元年（2019年）～令和5年（2023年）の平均値）は、秒速3.3mです。

資料 広島市統計書、広島地方気象台

3 人口・世帯数

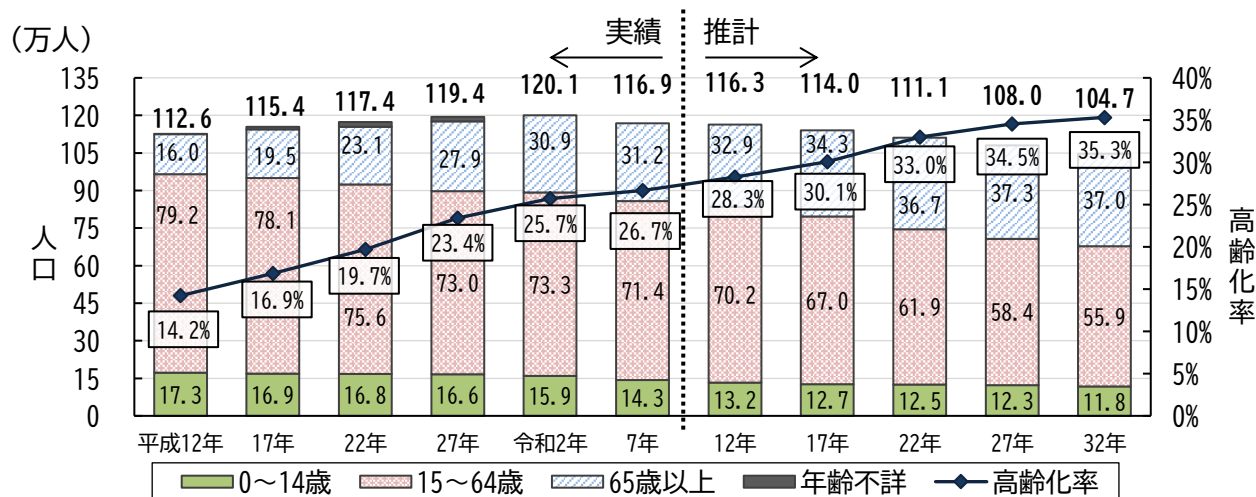
(1) 人口

本市の総人口（令和7年（2025年）9月末現在）は、約116万9千人です。年齢階層別人口は、年少人口（0～14歳）が約14万3千人（12.2%）、生産年齢人口（15～64歳）が約71万4千人（61.1%）、老年人口（65歳以上）が約31万2千人（26.7%）です。

本市の総人口は減少傾向であり、令和32年（2050年）には約104万7千人になる見込みです。

また、年少人口及び生産年齢人口の減少並びに老年人口の増加に伴って高齢化が進行し、高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）は、令和32年（2050年）には35.3%になる見込みです。

図5 本市の人口及び人口構成の推移



資料（H12～R2年） 国勢調査（10月1日現在）

資料（R7年） 住民基本台帳登録人口（9月末現在）

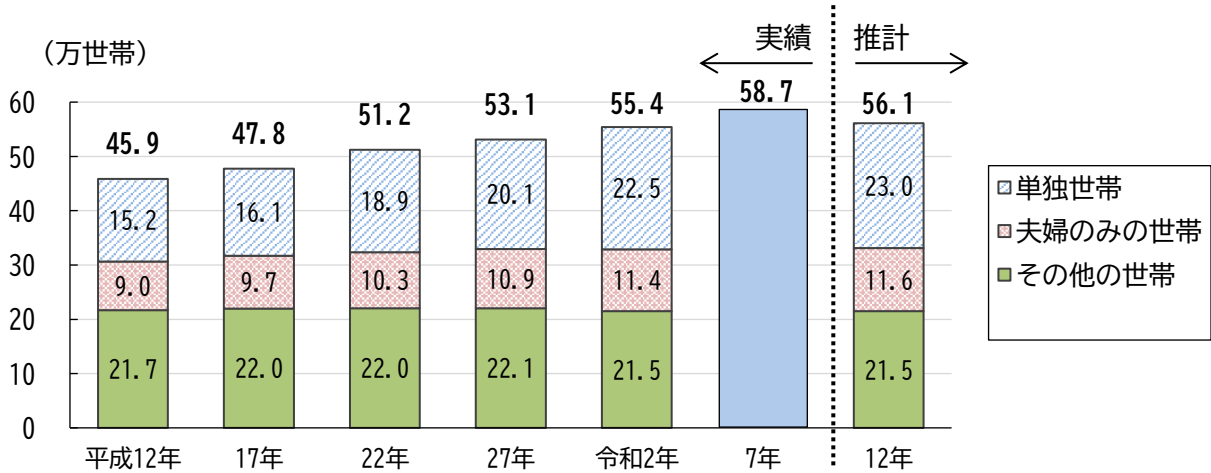
資料（R12～R32年） 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

注 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

(2) 世帯数

本市の世帯数（令和7年（2025年）9月末現在）は、約58万7千世帯で、令和12年（2030年）には約56万1千世帯になる見込みです。

図6 本市の世帯数及び世帯構成の推移

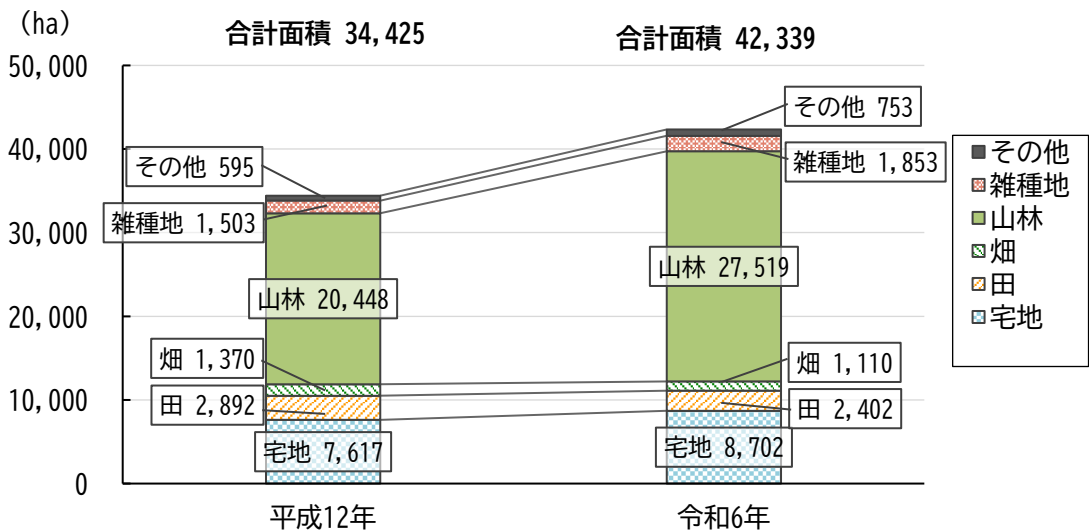


資料（H12～R2年） 国勢調査（10月1日現在）
資料（R7年） 住民基本台帳登録人口（9月末現在。上記世帯構成の内訳に係る統計はない。）
資料（R12年） 第6次広島市基本計画（10月1日現在）

4 地目別土地面積

本市の合計面積は、平成17年（2005年）の旧佐伯郡湯来町との合併により大きく増加しました。地目別で見ると、平成12年（2000年）と比較して、令和6年（2024年）は田の面積が約17%、畑の面積が約19%、それぞれ減少しています。

図7 本市の地目別土地面積（各年1月1日現在）



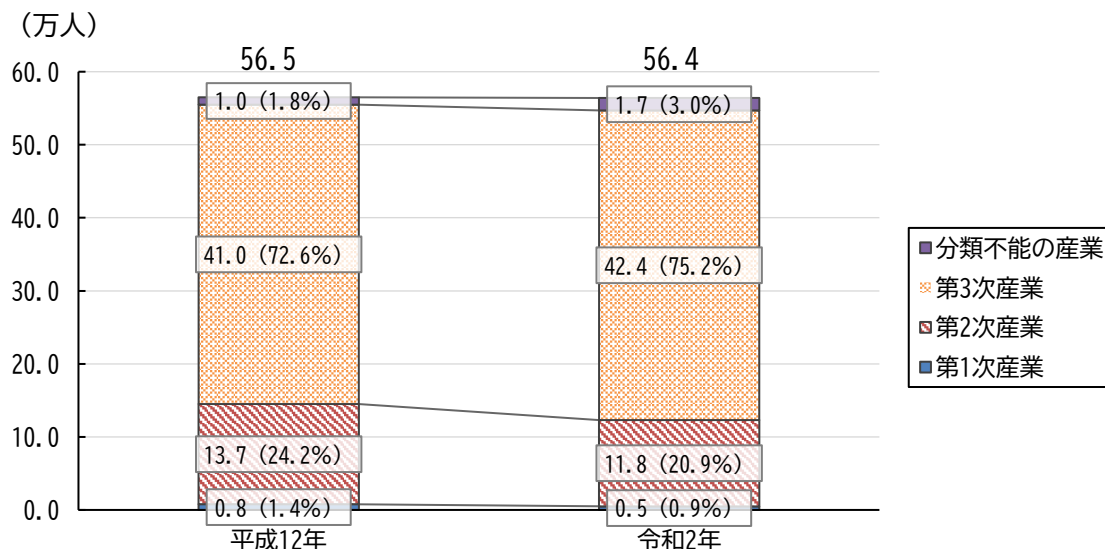
資料 広島市統計書
注1 土地面積には、公有地、公共用道路、公園等の課税対象外の土地の面積は含まない。
注2 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

5 産業構造

令和2年（2020年）の本市の産業分類別就業者数を見ると、第1次産業は約5千人（0.9%）、第2次産業は約11万8千人（20.9%）、第3次産業は約42万4千人（75.2%）となっています。

平成12年（2000年）のデータと比較すると、令和2年（2020年）は第3次産業の構成比が増加しており、産業構造のサービス化が進展しています。また、第1次産業及び第2次産業は、就業者数、構成比ともに減少しています。

図8 本市の産業分類別就業者数（各年10月1日現在）



資料 国勢調査（10月1日現在）

注1 第1次産業：農業、林業及び漁業

第2次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業及び製造業

第3次産業：第1次産業、第2次産業及び分類不能の産業以外の産業

注2 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

表1 本市の産業分類別就業者数の主な内訳（各年10月1日現在）

(単位：人)		
区 分	平成12年	令和2年
第1次産業	7,687	4,755
うち 農業	6,978	4,105
うち 林業	239	233
第2次産業	137,275	118,098
うち 建設業	62,792	45,372
うち 製造業	74,453	72,689
第3次産業	409,876	424,052
うち 卸売・小売業	131,272	100,337
分類不能の産業	10,084	16,776

資料 国勢調査（10月1日現在）

注 第1次産業：農業、林業及び漁業

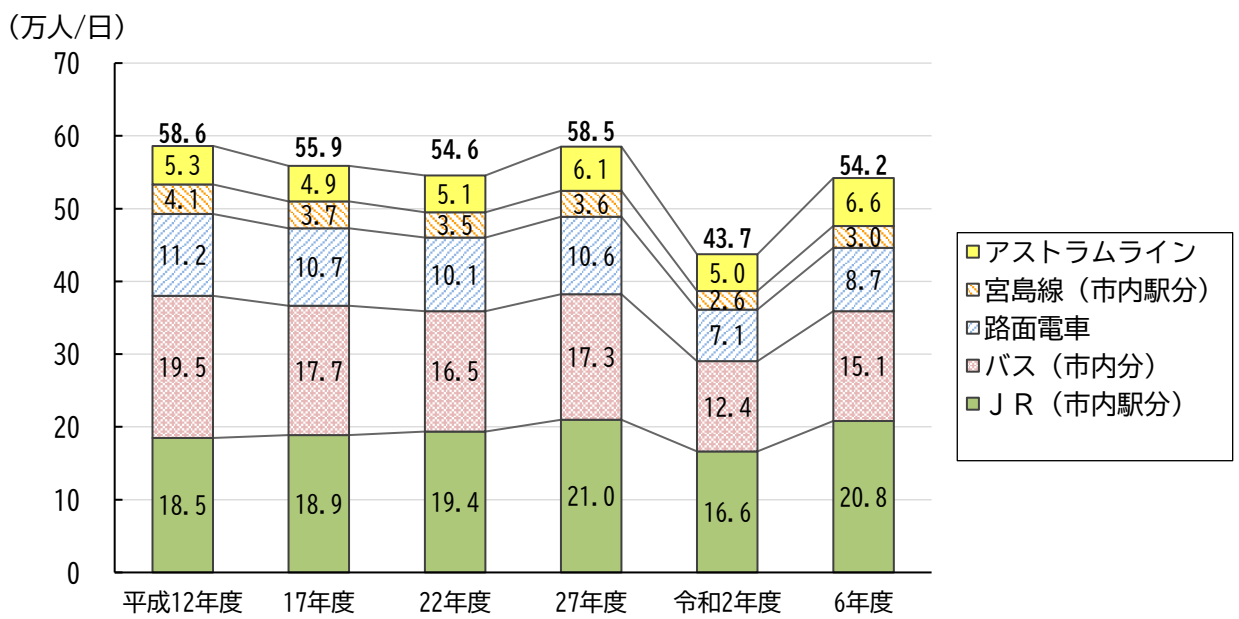
第2次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業及び製造業

第3次産業：第1次産業、第2次産業及び分類不能の産業以外の産業

6 公共交通の乗車人数

本市における公共交通機関の乗車人数は、令和2年度（2020年度）に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大幅に減少しました。近年は回復傾向にありますが、新たな生活様式の定着や運転手不足を背景とする減便等により、令和6年度（2024年度）は平成12年度（2000年度）の約92%の乗車人数となっています。

図9 本市における公共交通機関別乗車人数の推移



資料 広島市統計書、広島市道路交通局公共交通政策部

第7節 本市の環境を取り巻く様々な課題

1 人口減少社会・超高齢社会*の到来

本市の総人口は、減少傾向にあり、また、高齢化率は、令和32年（2050年）には35.3%にまで達すると予測されています。

人口減少や高齢化が進行すると、働き手の減少、生産・消費の落込みに伴う税収の減少、社会保障費等の増大、交通弱者の増加など、様々な影響が生ずることが予想され、各分野における適切な対応が求められます。

表2 本市の人口の将来予測

(単位：万人)

区 分	令和2年 実績	令和7年 実績	令和32年 推計
総人口	120.1	116.9	104.7
年少人口（0～14歳）	15.9(13.2%)	14.3(12.2%)	11.8(11.3%)
生産年齢人口（15～64歳）	73.3(61.1%)	71.4(61.1%)	55.9(53.4%)
老年人口（65歳以上）	30.9(25.7%)	31.2(26.7%)	37.0(35.3%)

資料（R2年） 国勢調査（10月1日現在）

資料（R7年） 住民基本台帳登録人口（9月末現在）

資料（R32年） 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

注 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

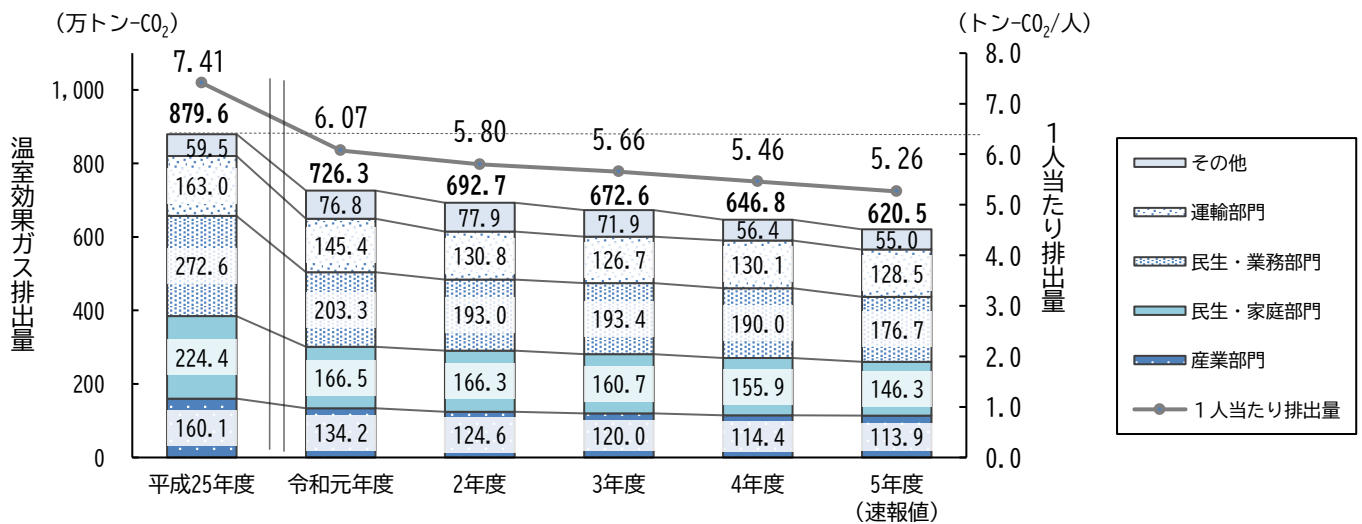
2 温室効果ガス排出量の更なる削減

本市における温室効果ガス排出量（二酸化炭素（CO₂）換算）を見ると、令和4年度（2022年度）は646.8万トンで、主に民生部門（家庭部門・業務部門）が減少したことにより、平成25年度（2013年度）比で26.5%減少しています。なお、1人あたりに換算すると5.46トンで、26.3%減少しています。

また、エネルギー使用量（原油換算）を見ると、令和4年度（2022年度）は261.3万kℓで、全ての部門で減少したことにより、平成25年度（2013年度）比で13.8%減少しています。なお、1人あたりに換算すると2.21kℓで、13.3%減少しています。

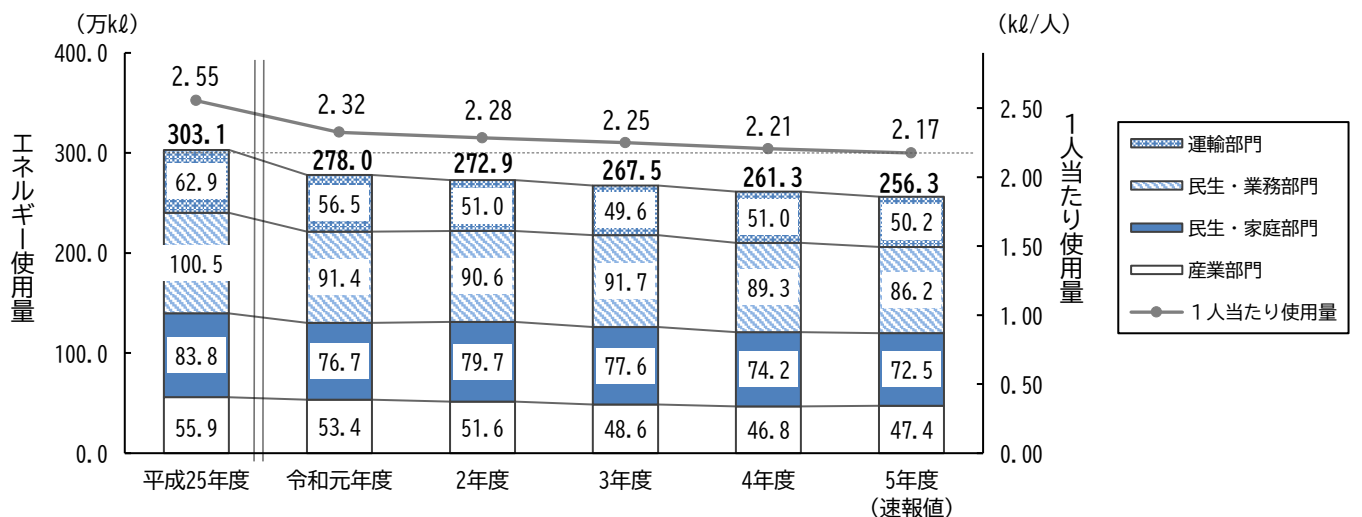
このように、近年、本市の温室効果ガス排出量等は減少傾向にありますが、本市に甚大な被害をもたらした平成26年（2014年）8月及び平成30年（2018年）7月の豪雨と地球温暖化との関連が指摘されるなど、地球温暖化の進行は深刻さを増しており、引き続き、温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。

図10 本市における温室効果ガス排出量（二酸化炭素吸収源除く）の推移



資料 広島市環境局温暖化対策課

図11 本市におけるエネルギー使用量（原油換算）の推移



資料 広島市環境局温暖化対策課

3 気候変動の影響への適応

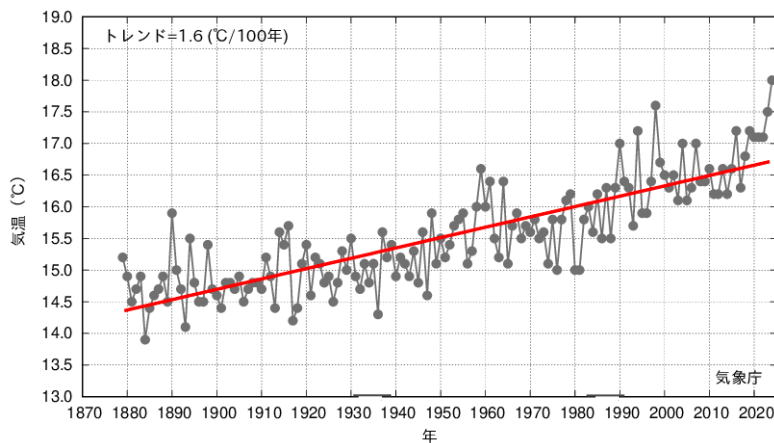
(1) 気温の長期変動

本市の年平均気温の長期変化傾向を見ると、統計期間（明治12年（1879年）～令和6年（2024年））において上昇傾向となっています。

また、本市の猛暑日（日最高気温35℃以上の日）の年間日数の長期変化傾向を見ると、昭和63年（1988年）から令和6年（2024年）（単純比較が可能な期間）において増加傾向となっています。

このため、このような気温上昇の影響に対する取組を進める必要があります。

図12 本市の年平均気温の推移

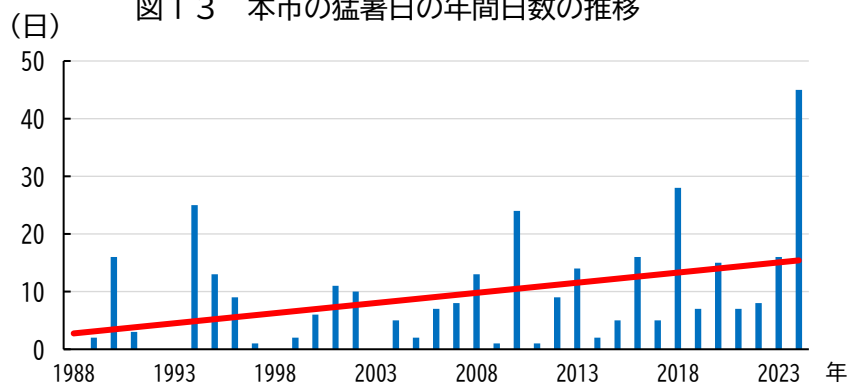


資料 大阪管区气象台「中国地方のこれまでの気候の変化（観測結果）」

注1 折れ線（黒）は各年の値を、直線（赤）は長期変化傾向を示す。

注2 広島地方气象台は昭和10年（1935年）1月及び昭和63年（1988年）1月に観測場所を移転したため、移転前の観測データに、移転による影響を除去するための補正を行っている。

図13 本市の猛暑日の年間日数の推移



資料 広島地方气象台

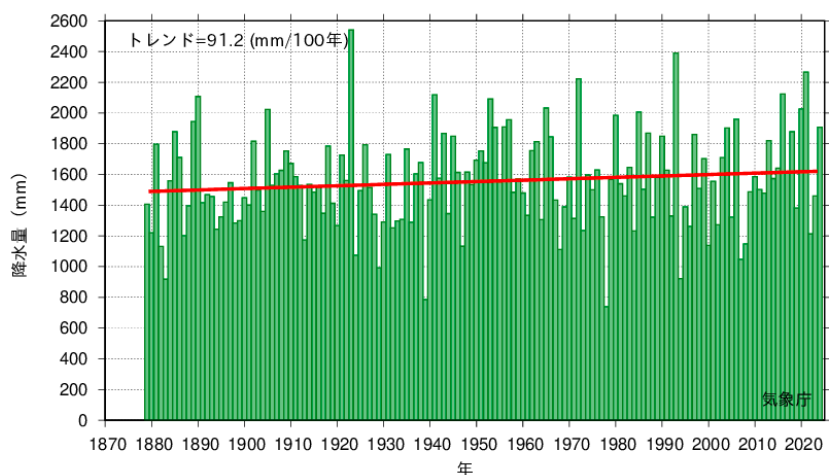
注 棒グラフは各年の値を、直線（赤）は長期変化傾向を示す。

(2) 降水量の長期変動

本市の年降水量の長期変化傾向を見ると、統計期間（明治12年（1879年）～令和6年（2024年））において増加傾向となっています。また、日最大1時間降水量が30mm以上の日の年間日数も、増加傾向となっています。

このため、短時間強雨等に対応するための取組を進める必要があります。

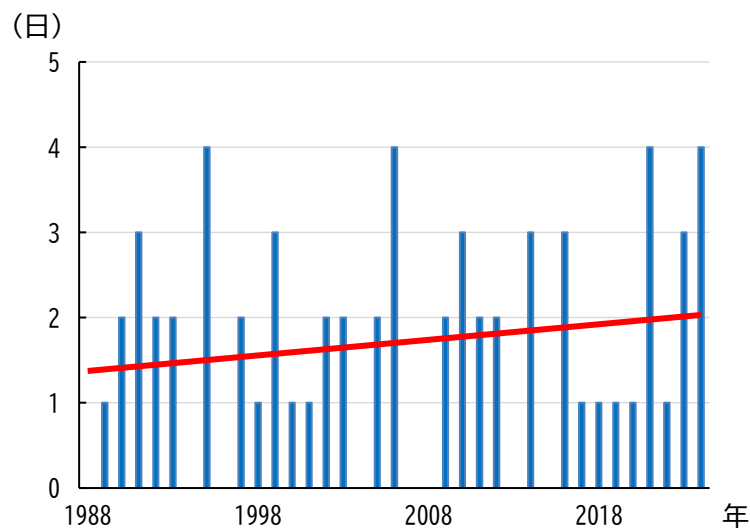
図14 本市の年降水量の推移



資料 大阪管区気象台「中国地方のこれまでの気候の変化（観測結果）」

注 直線（赤）は長期変化傾向を示す。

図15 本市の日最大1時間降水量が30mm以上の日の年間日数の推移



資料 広島地方気象台

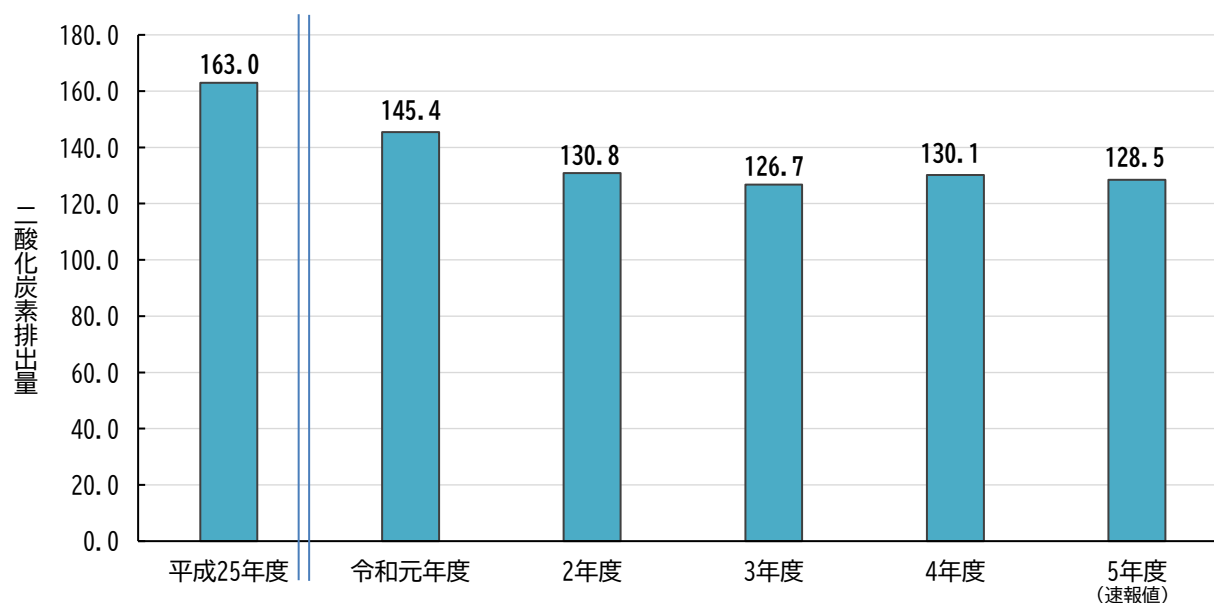
注 棒グラフは各年の値を、直線（赤）は長期変化傾向を示す。

4 環境への負荷の少ない交通体系の整備

人や物資を運ぶ交通は、私たちの生活や経済活動を支える重要なツールですが、一方で、燃料等のエネルギーの消費や温室効果ガスの排出など、環境へ与える影響も少なくありません。

本市の運輸部門における二酸化炭素排出量は、大部分を自動車が占めており、自動車の燃費の改善や保有自動車における電気自動車・ハイブリッド自動車*などの電動車*の割合が増加したことなどにより減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいとなっています。

図16 本市運輸部門における二酸化炭素排出量の推移
(万トン-CO₂)



資料 広島市環境局温暖化対策課

表3 本市における電動車の保有状況（各年3月末時点）

（単位：台）

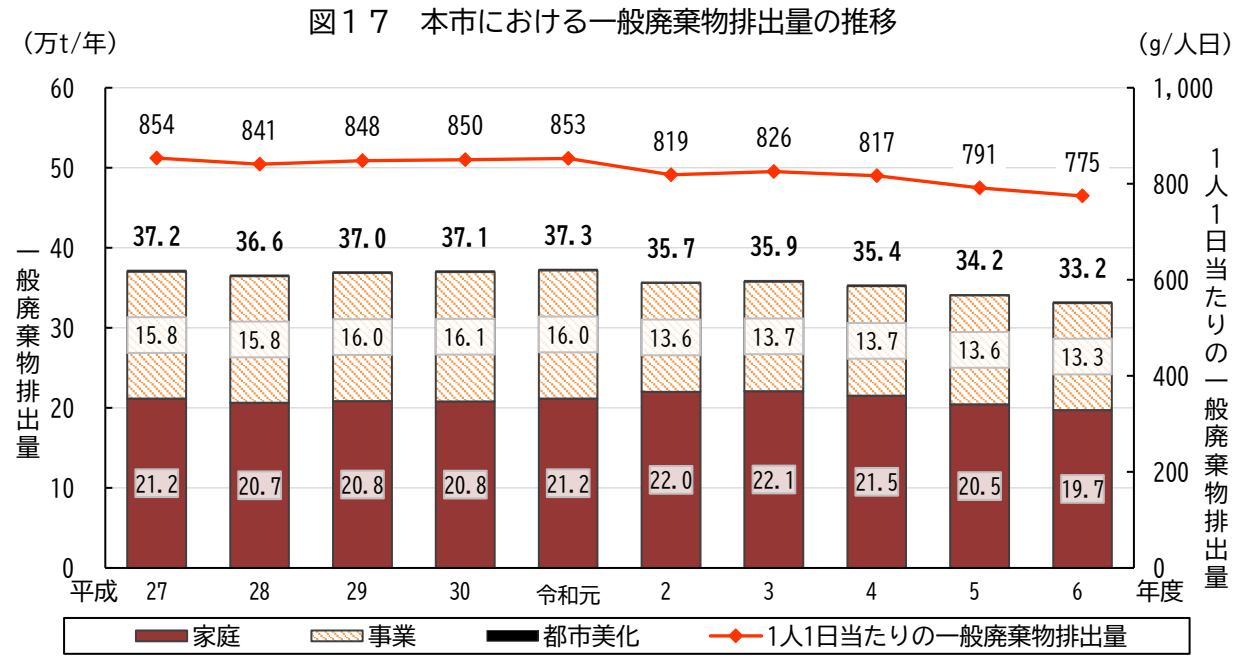
	平成25年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電気自動車	306	668	773	1,012	1,271	1,460
プラグインハイブリッド自動車*	214	1,039	1,149	1,443	1,829	2,097
ハイブリッド自動車	34,992	85,295	91,564	99,466	108,975	120,234
燃料電池自動車*	0	14	28	34	38	39
計	35,512	87,016	93,514	101,955	112,113	123,830

資料 一般財団法人自動車検査登録情報協会

5 ごみの減量・リサイクル

(1) 一般廃棄物

本市における一般廃棄物排出量は、令和2年度（2020年度）以降は減少傾向となっていますが、環境負荷を低減するため、更なる減量等に取り組む必要があります。



(2) 産業廃棄物

本市から排出される産業廃棄物はほとんどが減量化・再生利用され、最終処分量は、排出量の5%以下となっており、経年的には減少傾向にあります。

良好な生活環境の保全、持続可能な社会の実現を目指して、引き続き、産業廃棄物の適正処理、減量・リサイクルに取り組む必要があります。

表4 本市における産業廃棄物排出量等

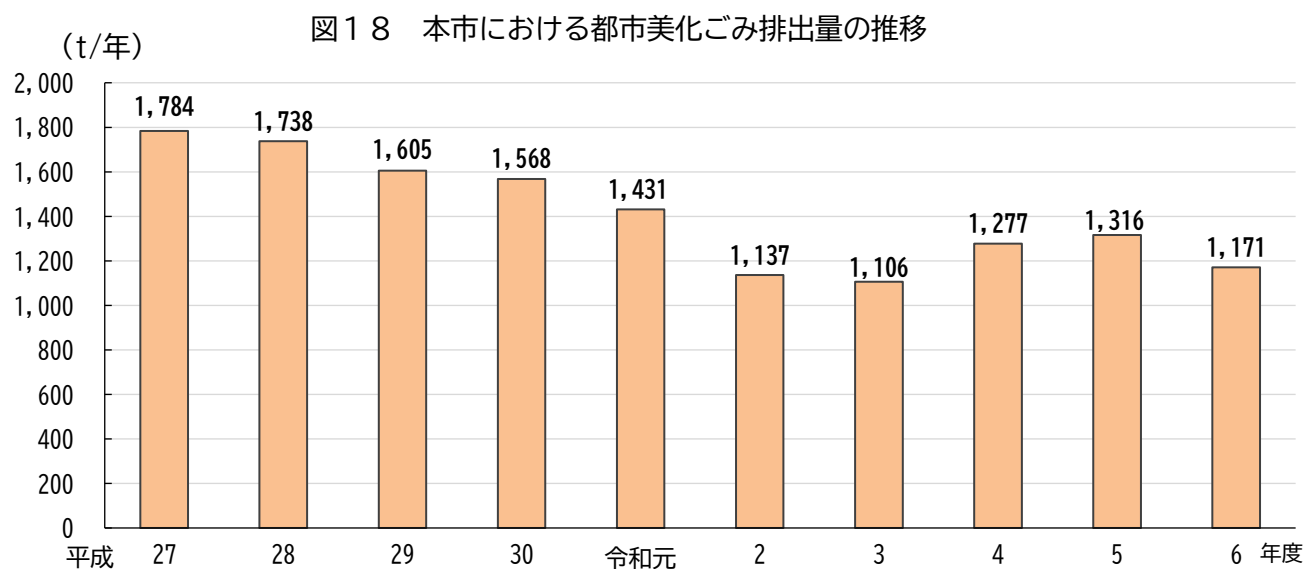
(単位：万t/年)

区 分	平成30年度	令和5年度
産業廃棄物排出量	213.7	211.3
産業廃棄物最終処分量	9.3	8.3

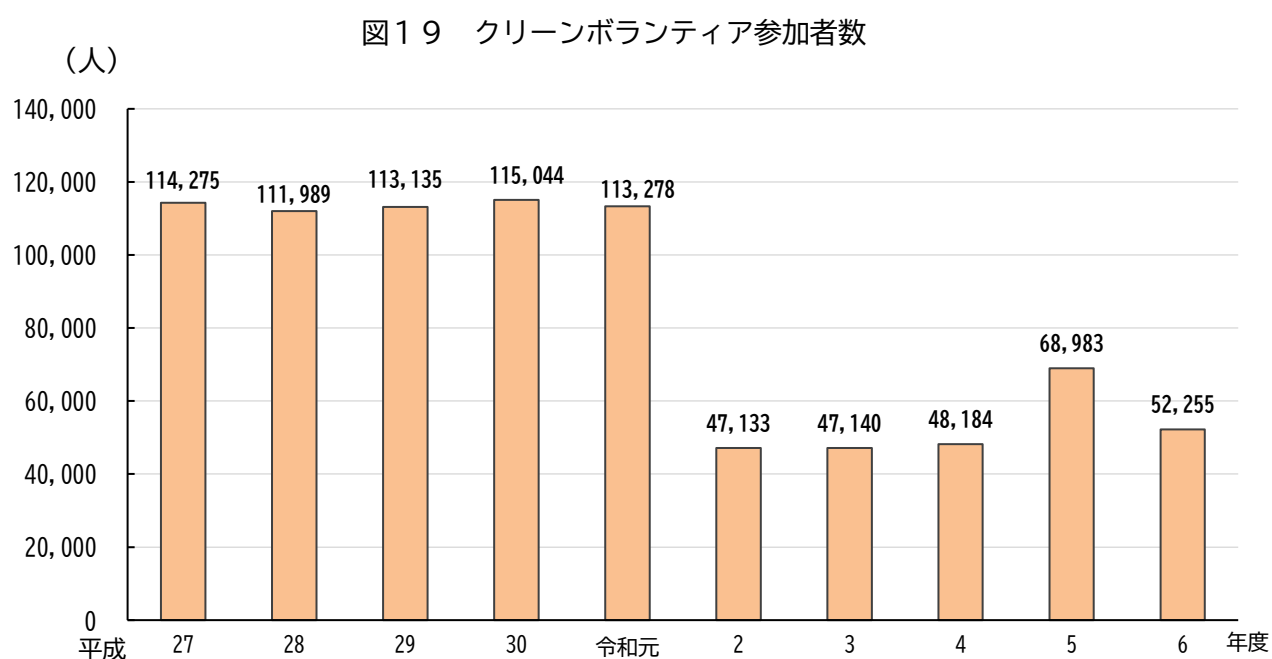
資料 広島市環境局業務部産業廃棄物指導課

6 環境美化

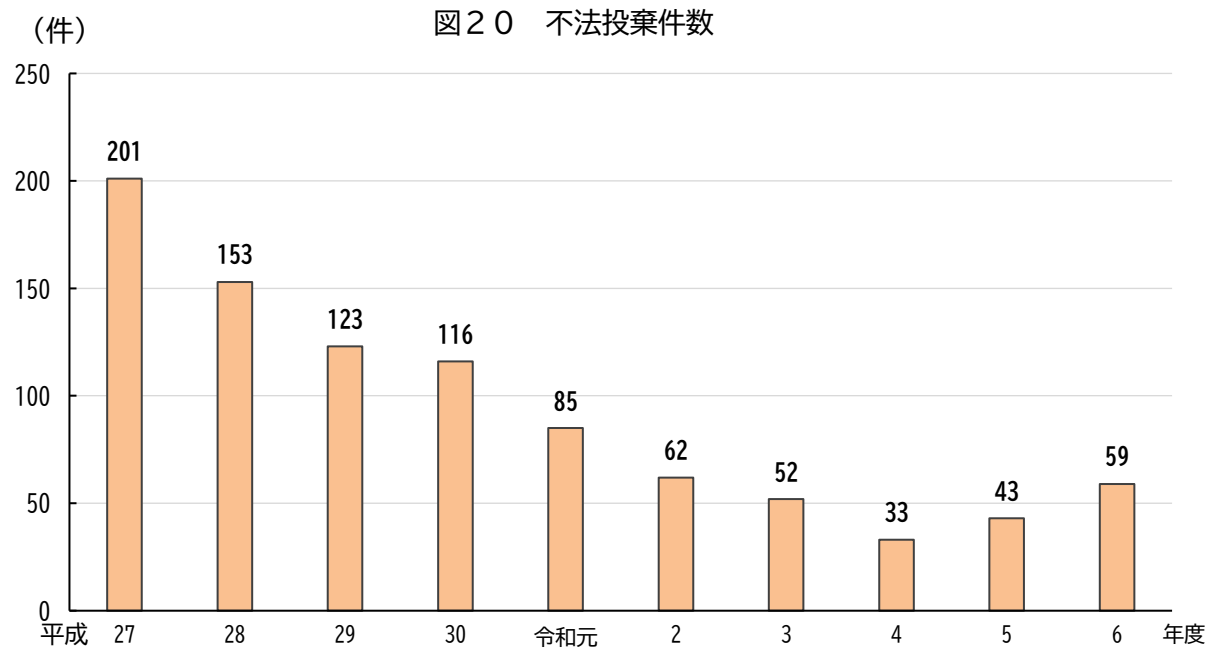
町内会や市民ボランティア等による清掃活動により収集された都市美化ごみの収集量は、減少傾向にあるものの、依然として一定程度収集されています。なお、本市のクリーンボランティア支援事業*参加者数は減少傾向となっており、不法投棄も一定件数あることから、地域の美観保持や自然環境へのごみ流出防止に向けて、清掃活動の推進を図るとともに、ごみのばい捨てや不法投棄の防止に取り組む必要があります。



資料 環境局業務部業務第一課



資料 環境局業務部業務第一課



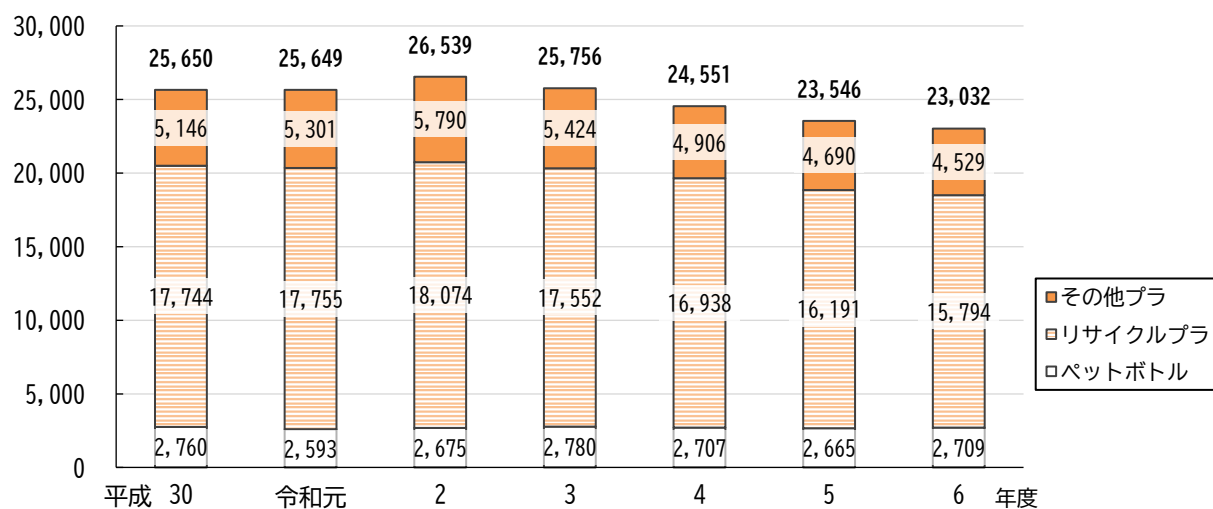
資料 環境局業務部業務第一課

7 プラスチックごみ問題

近年、マイクロプラスチック*を含む海洋へのプラスチックごみの流出による海洋汚染や生物・生態系への影響が国際的に問題となっており、諸外国の廃棄物輸入規制が強化されています。また、プラスチックごみを焼却するときに排出される大量の二酸化炭素は地球温暖化の原因となることから、これまで以上に資源循環体制の構築が求められています。

本市の家庭から排出されるプラスチックごみの排出量は、リサイクルプラやその他プラが減少していることから減少傾向となっていますが、プラスチックごみの更なる削減・リサイクルや海洋への流出防止を図る必要があります。

(t) 図21 本市における家庭系プラスチックごみ排出量の推移



資料 環境局業務部業務第一課

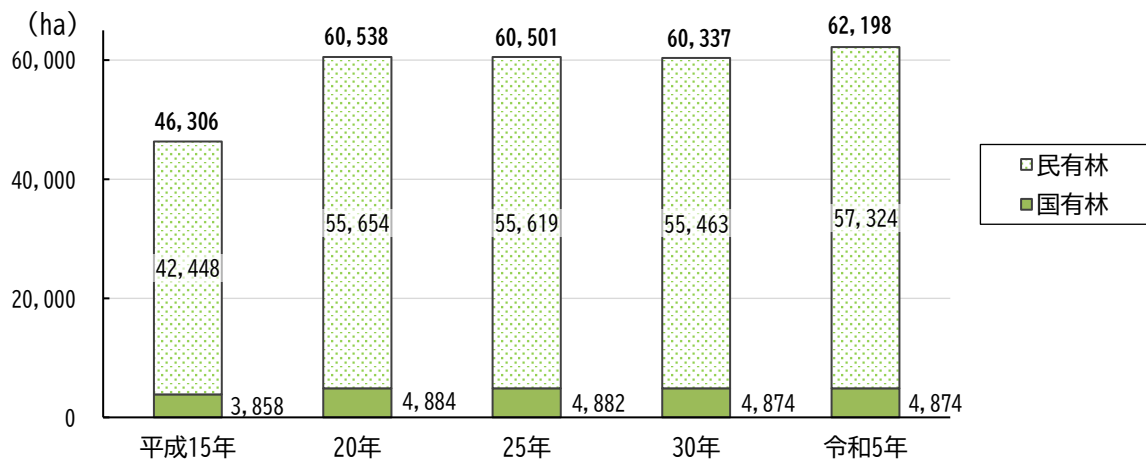
8 森林の荒廃

本市の区域の約3分の2を占める森林は、木材の生産機能のほか、水源の涵養*、土砂流出の防止、生物の生息・生育環境の場としての機能、二酸化炭素の吸収等の様々な公益的機能を有しています。

本市の森林面積は、平成17年（2005年）の旧佐伯郡湯来町との合併に伴い増加して以降、横ばいの状況が続いていますが、森林所有者の高齢化等により、手入れが行き届かず、放置され、荒廃が進んでいる森林が増えています。

荒廃した森林では、森林が有する公益的機能が低下するため、森林の管理に取り組む必要があります。

図2-2 本市の森林面積の推移（各年3月末現在）



資料 太田川森林計画区域森林計画書、国有林地域別森林計画書

注 「民有林」とは、国有林以外の森林（私有林、市有林等）をいう。

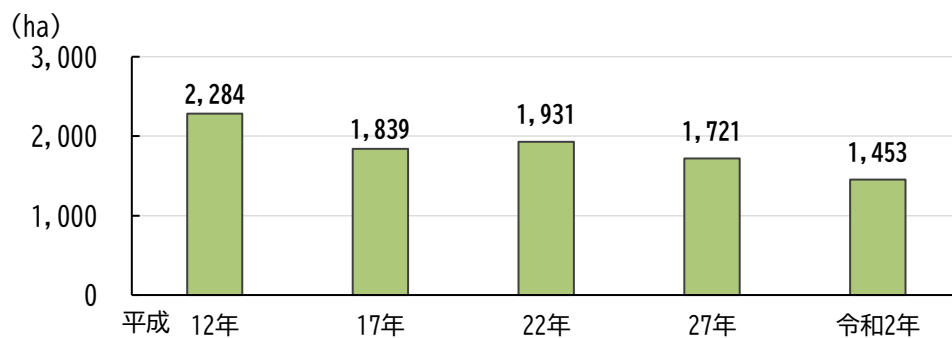
9 農地の減少

農地は、耕作の目的に供されるという本来の機能のほか、水源の涵養、雨水の一時貯留による洪水の防止、生物の生息・生育環境の場としての機能、農村の景観の形成等の多面的機能を有しています。

本市の経営耕地面積は、平成17年（2005年）の旧佐伯郡湯来町との合併により、一旦増加したものの、その後は農業従事者の高齢化や後継者不足、都市化の進展による農地転用等の影響で減少傾向が続き、令和2年（2020年）には、平成12年（2000年）の約64%の1,453haにまで減少しました。

農地が有する多面的機能を持続的に発揮するためには、この減少を食い止める必要があります。

図2-3 本市の経営耕地面積の推移（各年2月1日現在）



資料 農林水産省「世界農林業センサス」、「農林業センサス」

10 生物多様性の危機

開発や乱獲などによる生物の生息・生育環境の悪化や個体数の減少をはじめ、過疎化や高齢化等の要因で人間の自然に対する働きかけが縮小したことによる森林・農地の荒廃、人間活動により持ち込まれた外来種*による地域の生態系への悪影響などにより、生物多様性は大きな危機に直面しています。

また、地球規模の気候変動は、農林水産業や、多くの生物の生態にも大きな影響を与えており、生物多様性を確保するためには、こうした影響への対策を進めていく必要があります。

さらに、森林・農地の荒廃等により、イノシシやニホンジカ、ニホンザル等、一部の野生鳥獣が生息域を拡大し、農林水産業等への被害（令和6年度（2024年度）被害額：約4,836万円（資料 広島市経済観光局農林水産部農政課））が発生するなど、鳥獣による被害を防止する対策も必要になっています。

11 大気汚染

本市では、市内に一般環境大気測定局*（一般局）を7か所、自動車排出ガス測定局*（自排局）を4か所設置し、県と共同して大気質の状況を監視しています。

大気汚染物質のうち、二酸化硫黄*、二酸化窒素*、一酸化炭素*、浮遊粒子状物質*及びPM2.5（微小粒子状物質）*については環境基準*が達成されていますが、光化学オキシダント*については全ての測定局で環境基準が達成されていない状況が続いています。このことから、引き続き、大気質の維持向上を図る必要があります。

表5 大気汚染に係る環境基準達成率の推移

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二酸化硫黄	一般局	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)
	自排局	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)
二酸化窒素	一般局	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)
	自排局	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)
一酸化炭素	一般局	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)
	自排局	100% (2局)	100% (2局)	100% (2局)	100% (2局)	100% (2局)
浮遊粒子状物質	一般局	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)
	自排局	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)
PM2.5 (微小粒子状物質)	一般局	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)
	自排局	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)
光化学オキシダント	一般局	0% (0/7局)	0% (0/7局)	0% (0/7局)	0% (0/7局)	0% (0/7局)
	自排局	0% (0/4局)	0% (0/4局)	0% (0/4局)	0% (0/4局)	0% (0/4局)

資料 広島市環境局環境保全課

12 水質汚濁

本市では、国や県と共同して公共用水域*（河川・海域）の水質等の状況を監視しています。

公共用水域の水質状況は、人の健康の保護に関する項目（重金属*、有機溶媒等の有害物質に関する項目）については、全ての地点で全項目環境基準が達成されている状況が続いています。生活環境の保全に関する項目（BOD（生物化学的酸素要求量）*、COD（化学的酸素要求量）*等の有機汚濁に関する項目）については、河川は全ての水域で環境基準が達成されていますが、海域のCODについては全ての水域で環境基準が達成されていない状況が続いています。このことから、引き続き、水質の維持向上を図る必要があります。

表6 水質汚濁に係る環境基準達成率の推移

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人の健康の保護 に関する項目	河川	100% (27地点)	100% (27地点)	100% (27地点)	100% (27地点)	100% (27地点)
	海域	100% (8地点)	100% (8地点)	100% (8地点)	100% (8地点)	100% (8地点)
生活環境の保全 に関する項目	河川 (BOD)	100% (20水域)	100% (20水域)	100% (20水域)	100% (20水域)	100% (20水域)
	海域 (COD)	0% (0/4水域)	0% (0/4水域)	0% (0/4水域)	0% (0/4水域)	0% (0/4水域)

資料 広島市環境局環境保全課

13 環境保全意識の醸成

環境保全活動は、市民の自発的かつ自主的な取組に支えられています。

本市では、市民、事業者、教育機関、地域団体等と連携・協働しながら、環境出前講座の開催、環境イベントの実施等、環境保全意識の醸成に向けた多様な取組を展開しています。しかしながら、環境出前講座や環境イベントへの参加者は、毎年ほぼ固定化される傾向にあり、参加者の広がりには課題が見られます。

また、市内には、自然環境の保全や清掃活動など、様々な分野で自発的に環境保全活動に取り組む団体や組織が多数存在しますが、人口減少・高齢化の進行等に伴い、地域活動の担い手不足や地域コミュニティの希薄化が進み、これらの活動の継続性が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、身近な場所での学びや環境保全活動への参加の機会の更なる創出、発信内容や対象に応じた手段による環境情報の発信等を通じて、市民、事業者等あらゆる主体の環境保全意識を高め、新たな環境人材の発掘・育成を図るとともに、地域での活動への支援を強化し、環境保全活動の基盤づくりと拡大を進めていく必要があります。

第2章 目指すべき環境像と基本目標

第1節 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）

今から80年前、本市は、原子爆弾により壊滅的な打撃を受け、多くの市民が水を求めながら亡くなり、市内中心部の樹木は焼失し、緑が完全に失われた灰色の都市となりました。

「75年間は草木も生えぬ」とまで言われたまちの廃墟から草木が芽生え、悲しみに打ちひしがれていた市民に生きる希望と勇気を与えました。また、市内を流れる太田川は、市民の生活に潤いと安らぎを、そして、産業の復興に多大なる恩恵をもたらしました。

水と緑は、生命（いのち）と平和の象徴です。

この水と緑の恵みの下、市民の思い、英知、たゆまぬ努力により、本市は、目覚ましい復興を遂げ、現在は、中四国地方の中核機能を担う都市にまで発展しました。

今、このまちで生きている私たちには、廃墟から現在のように美しいまちにまで本市を復興させ、発展させた先人に感謝して、将来の世代に、豊かな水と緑、快適で美しい景観を有する質の高い都市の環境を継承していく使命があります。

そして、本市は、被爆後100年、さらに、その先の時代をも見据え、市民はもとより、本市を訪れる世界中の人々が、本市の自然の豊かさや都市としての快適性を実感し、平和をかみしめることができるようなまち、すなわち、世界に誇れる「まち」を実現していかなければなりません。

こうした思いや広島市環境の保全及び創造に関する基本条例に規定する基本理念を踏まえ、本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）を、次のとおり設定します。

【環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）】

**「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、
かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」**

【参考】 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で安全かつ快適な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、この環境を将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、本市、事業者及び市民のそれぞれの責務に応じた役割分担及びこれらの者の協働の下に積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生物の多様性の確保に配慮しつつ、自然環境を良好な状態に維持し、及び向上させることによって行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類を含む地球上の生物すべてにかかわる課題であるとともに市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

第2節 環境像を実現するための基本目標

前計画では、四つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境及び地球環境）に応じて基本目標を設定していました。これにより、環境像の実現に向けた施策を体系的に推進し、一定の成果を挙げてきました。

一方で、近年の環境を取り巻く状況は変化しており、従来の枠組みだけでは十分に対応しきれない課題も顕在化しています。特に、喫緊の課題となっている気候変動への対応や循環型社会の形成に向けた取組については、一段と強化していく必要があります。

また、環境保全の取組の推進力をより一層高めていくためには、市民、事業者、行政などあらゆる主体が、環境に配慮した具体的な行動を積み重ねていくことが不可欠です。

こうした状況を踏まえ、本計画では、これまでの考え方を継承しつつ、喫緊の課題に対応するため、本市を取り巻く環境問題に即して、次のとおり基本目標を設定します。

基本目標 1

脱炭素社会の構築

基本目標 2

ゼロエミッションシティ広島の実現

基本目標 3

豊かな自然環境の保全

基本目標 4

健全で快適な生活環境の保全

基本目標 5

環境保全に主体的に取り組む社会の形成

第3節 総合的・横断的視点

環境問題には、地域レベルから地球レベルまで幅広い課題があり、その内容也多岐にわたっています。加えて、少子高齢化や人口の地域的な偏在化が進む中で、環境問題は経済・社会の課題と相互に密接に関連しながら、ますます複雑化・多様化しています。

また、ある環境問題の解決に向けた施策が、別の環境問題に対して負の影響を及ぼす場合がある一方で、複数の課題に同時に効果をもたらす場合も存在します。一見すると相反する効果を生じさせる施策であっても、工夫や調整、新たな仕組みの導入等により、個々の課題の解決にとどまらず、相乗効果や好循環を生み出す可能性があります。

このように、本市が目指すべき環境像の実現に向けて施策を展開するに当たっては、環境に関する多様な状況や意見等を総合的に捉え、分野横断的な視点を持って取り組むことが、これまで以上に重要となっています。

国は、第六次環境基本計画において、最上位の目標として「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」を掲げており、環境収容力*を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会*」の構築を目指しています。本市においても、こうした国の方針を踏まえ、地域の実情に応じた施策を環境・経済・社会を横断する広い視野で展開していくことが求められています。

このため、今後ますます複雑化・多様化していく環境問題に的確に対応できるよう、諸施策の展開等に当たって必要な総合的・横断的視点を、次のとおり設定します。

1 環境・経済・社会の好循環創出の視点



従来、環境の保全は経済活動を制約する要因として考えられてきました。しかし近年では、環境・エネルギー分野における新しい技術の開発促進、環境産業の育成、ESG投資*の拡大等により、環境分野における経済活動が活発化し、それが新たな投資を呼び込むことで、環境の保全等が促進されるという好循環が生まれています。

また、国においては、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー*（循環経済）への移行が推進されており、環境配慮設計*や修理等による製品の長寿命化、再利用、リサイクル等の取組が促進されています。あわせて、地域の自然資源や人材等を活かし、地域内外の連携によって資源やエネルギーを循環させることで、環境保全と地域経済の活性化を両立させる地域循環共生圏*の形成も推進されており、これらは循環共生型社会形成に向けた重要な取組です。

このように、経済活動によって環境保全や地域活性化に寄与する好循環が形成されつつある中で、今後の諸施策の展開等に当たっては、サーキュラーエコノミーの取組や地域循環共生圏の考え方を積極的に取り入れ、環境・経済・社会の好循環創出を更に強化していく視点が必要です。



2 社会状況の変化への対応の視点

本格的な人口減少社会・超高齢社会の到来に伴い、農林業の担い手の減少による農地や森林の荒廃、交通弱者の増加、社会保障費の増大など、環境面のみならず社会の様々な側面に影響が及んでいます。特に近年では、高齢者の単身世帯の増加や自治会加入率の低下等により、まちの美化等の地域における環境保全活動の担い手不足が顕在化しており、地域コミュニティの維持・再生が重要な課題となっています。

さらに、一般財源収入の大幅な増加が見込めない状況にある中、老朽化したインフラ*等の公共施設の維持管理費等の増大や社会保障費の増加が重なり、財源の確保が一層困難になることが予想されており、環境保全と社会状況の変化への対応を両立させる視点が不可欠です。

このため、諸施策の展開等に当たっては、地域の実情や特性を踏まえつつ、ICTやAI等のデジタル技術活用の可能性を探ることや、若者など多様な主体の環境保全活動への参画を促進することなど、新たな取組を加えることで社会状況の変化に柔軟かつ持続的に対応していく視点が求められます。



3 危機管理等の視点

近年、気候変動の影響による大雨や短時間強雨が頻発化しており、また、令和6年能登半島地震をはじめとする大規模災害の発生を受け、更なる防災・減災対策の強化が求められています。

さらに、福島第一原子力発電所事故を契機としたエネルギー施策の見直しや近年の国際情勢の変化に伴い、我が国のエネルギーを取り巻く状況は厳しいものとなっており、安定的かつ持続可能なエネルギー供給の確保が課題となっています。

加えて、地球規模の気候変動に伴い、生物多様性の損失や農作物の品質低下、熱中症の増加等の影響が生じています。

人の健康と地球の環境の健全性は切り離すことができないことから、環境の変化が我々の暮らしに直接的な影響を及ぼすことへの理解促進や対応が必要です。

このため、諸施策の展開等に当たっては、予防的な取組方法の考え方に基づき、防災・減災に係る対応、気候変動による様々な影響の防止又は軽減に係る対応、その他様々な危機等への対応に配慮しながら、安全で、かつ、安心して暮らすことのできる災害に強いまちづくりを推進するという、危機管理等の視点が必要です。



4 広域的な連携協力等の視点

河川の水源となっている上流域の森林の荒廃、生態系への影響を及ぼす外来種の拡大、海洋プラスチックごみ問題等の広域的な環境問題に対応するためには、それぞれの地域の特性に応じて、自治体間での連携や交流を深めながらその解決に向け取り組んでいくなど、行政区域を越えた広域的な連携協力を図る必要があります。

こうした中、これまで本市を中心とした広島広域都市圏*においては、国の連携中枢都市圏制度*を活用し、広域的な連携を進めてきており、環境分野においても、圏域内の環境負荷低減を推進するなど、市町が共に知恵を出し合いながら課題解決に向けて取り組んでいます。

また、人類史上最初の被爆都市として、8,500を超える都市が加盟する平和首長会議*等を通じて核兵器廃絶及び世界恒久平和の実現を世界に訴え続けてきた本市は、そのネットワーク等を生かし、世界の各都市等と協力して、地球温暖化等による様々な地球規模の環境問題等の解決に向けた取組を促進することに貢献できます。

このため、諸施策の展開等に当たっては、広島広域都市圏の目指す将来像も見据えながら、また、世界に対する本市の情報発信力を活用するなどして、関係する地方公共団体等と相互の連携体制を構築・深化させるなど、広域的な連携協力等の視点が必要です。

なお、諸施策の展開等に当たって必要な総合的・横断的視点は、これら四つの視点に限定されるものではありません。四つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境及び地球環境）は密接不可分な関係にあり、また、環境問題には地域レベルから地球レベルまでの様々な局面における自然的・経済的・社会的諸条件が関わっていることから、環境問題に的確に対応するためには、前記四つの視点のほかにも様々な視点を持ち、あわせて、当該局面において生ずる新たな課題に留意し続ける必要があります。

<環境配慮指針>

環境に影響を及ぼすおそれがある事業を計画するに当たっては、環境の保全についての適正な配慮が行われる必要があります。また、本市の区域内の自然的・経済的・社会的条件は一様でないことから、環境の保全についての適正な配慮は、地域の自然的特性等を考慮して、よりきめ細かく行われる必要があります。

本市では、広島市環境影響評価条例（平成11年広島市条例第30号）第4条第1項の規定に基づき、環境配慮指針を策定し、これを公表しています。

この環境配慮指針では、自然環境、土地利用、人と環境との関わり及び環境単位としてある程度まとまりのある地域であることなどを勘案して、本市の区域を12の地域（太田川河口デルタに形成された市街地の地域、同デルタの周辺地域等）に区分し、地域区分ごとの環境特性を示すとともに、交通系の事業、住宅系の事業等の8種類の事業別に環境配慮事項を示しています。この環境配慮指針は、一定規模以上の開発事業等を対象とするものですが、そのほか、環境に影響を及ぼすおそれがある事業を伴う計画の策定、当該事業の計画の構想及び立案段階における指針として活用されることが期待されます。

第3章 施策の方針

本市が目指すべき環境像の実現に向け、施策の方針を、以下のとおり示します。

この章において、各施策の方針は最も関連の深い基本目標に関連付けていますが、この方針の中には他の基本目標に関わるものがあるため、個別具体的な施策の展開等に当たっては、総合的・横断的視点を踏まえるとともに、他の基本目標に係る施策の方針にも留意する必要があります。

なお、本計画は内容の大綱化を図っており、個別具体的な施策の展開は各行政分野（行政計画）において行っていくこととしているため、個別の施策に関する目標値は設定しませんが、本市の環境の現状を把握する上で参考となる指標等を施策の方針ごとに掲げ、その現況及び目指すべき方向を示します。

基本目標1 脱炭素社会の構築

温室効果ガスの排出を主な要因とする気候変動は、地球全体に深刻な影響を及ぼす問題であり、規模が大きい上に、様々な問題が複雑に絡み合い、その解決は容易ではありません。しかしながら、これらは人類の生存に関わる非常に重要な問題であるため、手遅れとならないよう、その解決に向けて国際社会が協働して取り組まなければなりません。

この気候変動は、核兵器と同様に人類の生存を脅かすものであり、戦後一貫して核兵器廃絶及び世界恒久平和の実現を世界に訴え続け、世界的にも知名度が高い本市には、これらの地球規模の環境問題の解決についても、一定の役割を担うことが求められています。

このため、温室効果ガス排出量の削減策（緩和策）を推進するとともに、気候変動の影響への適応（適応策）や環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを通じて、各都市と連携した地球温暖化対策を着実に進め、脱炭素社会の構築を目指します。

1 温室効果ガス排出量の削減策（緩和策）の推進



世界の平均気温は上昇し続け、気候変動の影響による自然災害等が頻発しており、この問題は、人類の存続基盤に関わる重要かつ喫緊の課題となっています。このため、国においては、気候変動の国際的枠組みである「パリ協定*」に掲げられた目標の実現に向け、令和32年（2050年）までに、温室効果ガス排出量を全体としてゼロにすることを目指しています。

こうした中、本市においては、広島市地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化対策を総合的、計画的に推進しており、近年、温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。しかし、本市に甚大な被害をもたらした平成26年（2014年）8月及び平成30年（2018年）7月の豪雨災害は、温室効果ガス排出量の増加を一因とした地球温暖化との関連が指摘されるなど、市域内において

も気候変動の影響が顕在化しており、脱炭素社会の構築に向け、現在の社会経済活動の在り方を見直し、温室効果ガス排出量を大幅に削減することが求められています。

このため、本市は、自然的・経済的・社会的諸条件を踏まえるとともに、各都市と連携・協力しながら、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギー*の導入の促進等の温室効果ガス排出量の削減策（緩和策）を進め、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図り、令和32年（2050年）までに、温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを引き続き目指します。

(1) 省エネルギー対策の推進

市民、事業者、行政等の全ての主体において、省エネルギー対策に取り組むとともに、革新的な省エネルギー技術の導入の促進等、徹底した省エネルギー対策を推進します。

また、本市が市内有数の温室効果ガス排出事業者であることを踏まえ、率先して省エネルギー対策を推進します。

(2) 再生可能エネルギーの導入等の促進

太陽光やバイオマス等を利用した再生可能エネルギーの最大限の導入を目指すとともに、市民や事業者への再生可能エネルギーの普及を促進します。

(3) エネルギーの地産地消*の促進

本市の清掃工場で発生した余剰電力や熱エネルギー等を、市有施設をはじめとする市域内施設等で活用するなど、温室効果ガス排出量の削減にも資する効率的なエネルギー利用や、災害時の停電等のリスク低減にもつながるエネルギーの地産地消を促進します。

(4) 脱炭素社会の構築に向けた社会経済システムへの転換

脱炭素社会の構築に向けた普及啓発、事業者等が行う脱炭素に資する取組への支援等によって、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促すとともに、分散型電源の普及拡大に取り組むなど、脱炭素に向けたまちづくりを推進し、環境と経済が両立する、持続可能な社会経済システムへの転換を図ります。

(5) 代替フロン対策の推進

オゾン層*破壊物質である特定フロン*からの転換が進んでいる代替フロン*は、温室効果が高いことから、フロン類の排出の抑制に関する法令に基づき、代替フロンを使用した空調機器等を適正に管理すること等により、代替フロン対策を推進します。

(6) 二酸化炭素の吸収源対策等の推進

森林、緑地、藻場等は、大気中の二酸化炭素の吸収・貯留、市街地における夏季の気温上昇の緩和等、地球温暖化の緩和に資する機能を有していることから、これらの機能の維持向上を図るため、その保全、緑化等について取組を進め、二酸化炭素の吸収源対策等を推進します。

2 気候変動の影響への適応（適応策）の推進



地球温暖化による気温上昇や異常気象の増加といった気候変動は、生物多様性の損失や農作物の品質低下、熱中症の増加、自然災害の頻発など、自然界や私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

今後、地球温暖化の進行に伴い、これらのリスクはより一層高まる可能性があることから、気候変動の影響への認識・理解の向上を図るとともに、対応力を高めるなど、気候変動の影響への適応（適応策）を推進する必要があります。

(1) 気候変動とその影響への認識・理解の向上

気候変動及びその影響について、市民、事業者等に対し、普及啓発や広報活動を通じた理解を促進するとともに、適応の意義や具体的にとるべき行動をわかりやすく伝える人材の育成等に努めます。

(2) 気候変動リスクに対する強靱性（レジリエンス）を備えたまちづくりの推進

風水害や土砂災害、熱中症、感染症などの気候変動によるリスクの最小化に努めます。特に、地球温暖化による気温上昇が進む中で、極端な高温時における熱中症による重大な被害を防止するため、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定及び周知等に取り組みます。

また、災害等が発生した場合に被害を最小限に抑えるためには、「自助」、「共助」、「公助」の適切な組合せの下、市民と行政が一体となって防災・減災のまちづくりに取り組むことが必要です。都市の機能を維持しながら、被害等を最小限にとどめつつ、復旧・復興することが可能な、強靱性を備えた災害に強い都市構造の形成に努めるとともに、災害に強い市民活動を推進します。

(3) 気候変動とその影響に関する調査研究等の推進

気候変動及びその影響について、関係機関と連携し、最新の科学的知見の情報収集を行い、適応の取組を検討します。

3 環境負荷の少ない持続可能なまちづくり



本市は、太田川河口デルタに6本の美しい川が流れ、瀬戸内海に面し、美しい水辺が形成されていることから、「水の都」と呼ばれています。

また、市街地等においては、「広島のを永遠の緑におおわれた平和郷に」というスローガンの下、戦後に展開された供木運動*や緑化運動等により都市緑化が推進され、平和大通りの美しい緑や河岸緑地は、市民や本市を訪れる人々に潤いと安らぎをもたらしています。

80年前の原子爆弾投下により廃墟となったまちから、先人たちのたゆまぬ努力により目覚ましい復興を遂げ、中四国地方の中枢都市にまで発展した本市は、豊かな水辺や緑に恵まれており、こうした特性を活かしながら、生活の利便性や都市の発展と環境負荷の低減を両立させる持続可能なまちづくりを推進していくことが求められています。

このため、水辺や緑の整備・保全・活用、公共交通の充実、徒歩や自転車の利用、電動車の普及、都市機能の集約等を進め、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進していきます。

(1) 水辺と緑を生かしたまちづくりの推進

河岸緑地の整備、水辺での商業施設の展開、イベント開催等水辺の有効利用の促進等により、水辺を生かしたまちづくりを推進し、もって「水の都」である本市の都市環境を向上させます。

また、建築物の新築等に合わせた民有地の緑化を推進するとともに、都心空間のリニューアルに合わせた都市の魅力づくりをリードする緑とオープンスペースの創出を進め、ヒートアイランド現象*の緩和や地球温暖化の防止を図ります。

さらに、住民の交流、地域のコミュニティの形成、災害時の避難場所等の役割を果たしている公園緑地について、それぞれの機能や地域の状況に応じた適切な整備を推進します。

(2) 環境負荷の少ない交通体系等の整備

公共交通ネットワークの構築や公共交通サービスの充実強化等により、公共交通を軸とした交通体系の整備を図ります。

また、安全で快適な走行空間の整備やシェアモビリティの利用促進等により、近距離移動における自動車から自転車等への利用転換を促進するとともに、歩行者が安心して移動できる歩行空間の整備により、ウォーカブルなまちづくりを進めます。

さらに、電動車等、環境への負荷の少ない自動車の導入の推進や、道路網の整備等による渋滞対策を推進し円滑な道路交通を確保します。

(3) 集約型都市構造*への転換

公共交通を中心としたネットワークの構築や、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能の立地誘導等により、市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に生活サービス機能等を集積させた集約型都市構造への転換を図ります。

【脱炭素社会の構築に関して参考となる主な指標等】

施策の方針	指標	現況	目指すべき方向
温室効果ガス排出量の削減策（緩和策）の推進	温室効果ガス排出量	646.8万t-CO ₂ (令和4年度)	減少
気候変動の影響への適応（適応策）の推進	6・7月の救急搬送熱中症患者数※	564人 (令和7年度)	減少
環境負荷の少ない持続可能なまちづくり	公共交通機関全体の利用者数	54.2万人/日 (令和6年度)	増加

※ 救急搬送熱中症患者数は、暑くなり始める梅雨明け頃から体が暑さに慣れる8月上旬頃までの間が多いため、6・7月の救急搬送熱中症患者数を指標とし、この減少に向けて重点的な取組を進めることとしています。

2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す

令和2年（2020年）10月、菅内閣総理大臣（当時）が、第203回国会の所信表明演説において、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル宣言を行いました。

これを踏まえ、本市においても、地球温暖化対策を推進し、現在及び将来の市民が安全かつ快適な生活を営むことのできる環境の実現を図るため、令和2年（2020年）の広島市議会12月定例会において、市長が「脱炭素社会の構築に向け取り組み、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明しました。

気候非常事態宣言

令和4年（2022年）7月14日に、「広島市気候非常事態宣言」を行いました。

国際社会は、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて1.5℃以下に抑える目標を共有し、各国で取組が進められていますが、最新のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書によると、気温上昇は既に1.5℃に近づきつつあるとされており、目標達成のために残された時間は少なく、今後10年の取組が非常に重要とされています。

このように地球温暖化が、私たちの生存基盤を破壊し、人類の存続を困難なものにする可能性が一気に高まっていることから、本市が、市民、事業者等のあらゆる主体と危機意識を共有し、一体となって、地球温暖化対策に全力で取り組むことを決意し、宣言したものです。

基本目標2 ゼロエミッションシティ広島の実現

私たちの豊かな暮らしは、多くの資源とエネルギーに支えられている一方で、大量生産・大量消費の社会経済活動等により、資源の枯渇やごみの大量発生といった問題が生じています。

本市のごみ排出量は減少傾向にありますが、環境負荷の更なる低減に向けて、ごみの一層の削減とリサイクルの推進が求められています。また、近年では、食品ロスやプラスチックごみが世界的な問題となっており、これらへの対応を強化していく必要があります。

このため、ごみの減量・リサイクル等やごみのないきれいなまちづくり、プラスチックごみ対策を推進し、循環型社会の形成を図るとともに、ゼロエミッションシティ広島*の実現を目指します。



1 ごみの減量・リサイクル等の推進

ごみの排出を抑制し、その適正な分別、収集運搬、資源化、焼却、埋立て等を行うことは、快適な生活環境の実現に欠かせません。一方、この処理過程においては、燃料等の大量消費、二酸化炭素の排出等により、環境への負荷がかかります。

本市では、一般廃棄物について、ごみを可能な限りゼロに近づけ環境への負荷を極めて小さくする「ゼロエミッションシティ広島の実現」を基本理念とする「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、市民、事業者、行政等が一体となって同計画に掲げる施策の推進に取り組んでいます。また、産業廃棄物については、「広島市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、産業廃棄物の適正処理、減量・リサイクルに取り組んでいます。

さらに、令和5年（2023年）4月には「広島市食品ロス削減推進条例」を施行し、食品ロスを社会全体で取り組むべき課題として、市民、事業者、行政等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減に向けた取組を進めています。

これらの取組により、本市のごみ排出量は近年減少傾向にありますが、今後も循環型社会の形成に向け、ごみの減量・リサイクル等に向けた施策を一層推進する必要があります。

(1) ごみの減量・リサイクルの推進

市民、事業者、行政等が相互に連携協力しながらごみの減量・リサイクルに更に取り組み、循環型社会の形成を目指します。

(2) 食品ロスの削減

食品ロスは、生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において発生することから、社会全体で削減に向けて取り組む必要があり、市民、事業者、行政等が協働して取り組むことに加え、あらゆる主体が食品ロス削減の必要性を理解し、食品ロスを生まない行動へと転換していくため、普及啓発や支援の取組を進め、食品ロスの削減を推進します。

(3) ごみの適正処理の推進

一般廃棄物については、環境への負荷の低減を考慮しながら、処理施設の計画的な整備とその適正管理に取り組むこと等により、適正処理を推進します。

また、産業廃棄物については、多様な主体の連携・協働の下、総合的な視点を持って、適正処理の確保に向け、効果的・効率的に対策を推進します。

2 ごみのないきれいなまちづくりの推進



環境美化の取組は、地域の景観を保つだけでなく、ばい捨てや不法投棄の防止、自然環境の保全、地域の安全・安心の向上にもつながります。また、地域住民の環境意識を高め、コミュニティのつながりを深める契機にもなります。

本市では、平成15年（2003年）10月に「広島市ばい捨て等の防止に関する条例」を施行し、指導・啓発活動を通じて、ばい捨てや歩行喫煙の防止に取り組んでいます。また、分別型街路ごみ容器や分煙に配慮した喫煙所の設置、「クリーンボランティア支援事業」による市民、企業等への清掃活動支援など、環境美化の取組を推進しています。

市民が広島に愛着と誇りを持ち、本市を訪れる人が「また来てみたい」「住んでみたい」と感じる「世界に誇れる『まち』」の実現に向けて、一人一人が「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という意識を持ち、ごみのないきれいなまちづくりに主体的に取り組むことが大切です。

このため、市民主体の取組の定着と、本市を訪れる人が快適に過ごせる環境づくりの両面から、ごみのないきれいなまちづくりの推進を図ります。

(1) 清掃活動の推進

門前清掃についての普及啓発、ボランティア清掃への支援等を通じ、市民等による自主的な清掃活動の一層の定着を図ります。

(2) ばい捨て・不法投棄防止対策の推進

巡回清掃・巡回パトロール等によるばい捨て・不法投棄防止対策等を実施し、まちの美化を推進するとともに、陸域から河川等の水域を経由して海域へ流出するごみの発生抑制に取り組めます。



3 プラスチックごみ対策の推進

プラスチックは、軽量で利便性が高いこと、また安価で加工しやすく、大量生産も容易なことから、さまざまな製品などに幅広く利用され、私たちが生活していく上で必要不可欠なものとなっています。

しかしながら、近年、国際社会において、マイクロプラスチックを含む海洋へ流出したプラスチックごみによる海洋汚染や生物・生態系への影響が懸念されています。また、プラスチックの焼却により排出される二酸化炭素は地球温暖化の一因となっており、加えて諸外国の廃棄物輸入規制を背景に、資源循環体制の構築が求められています。

こうした状況を踏まえ、我が国では、令和元年（2019年）5月に「プラスチック資源循環戦略」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、令和4年（2022年）4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行するなど、プラスチックの持続可能な利用と資源循環を促進するための取組が進められています。また、令和2年（2020年）7月からは、小売業などでのレジ袋有料化が義務付けられ、プラスチックごみの発生抑制に向けた取組が加速しています。

将来世代に豊かな自然環境を継承していくためにも、市民一人一人がプラスチック問題を身近なこととして捉え、プラスチックと賢く付き合うライフスタイルへの転換やプラスチックの減量を意識した具体的な行動を実践することが必要です。

本市においても、3R*（リデュース・リユース・リサイクル）や分別の徹底、ばい捨て・不法投棄防止などのプラスチックごみ対策を更に推進していく必要があります。

(1) プラスチックごみの発生抑制

本市では、平成14年（2002年）から、市民、小売業などの事業者、行政が一体となって買い物袋持参運動によるレジ袋の削減などに取り組んでいます。

今後も、市民、事業者の理解と協力の下、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減に向けた取組を推進します。

(2) プラスチック製品のリユース・リサイクルの促進

プラスチック製品を使用する際には、可能な限り長く使用することを推奨し、やむなく廃棄する場合においても、市民、事業者の理解と協力の下、分別の徹底、適正な排出など、リサイクル率向上への取組を推進します。

(3) 海洋プラスチックごみ対策の推進

本市は、太田川を中心に大小さまざまな河川から形成されたデルタ上に位置し、豊かな水資源に恵まれていることから、意図的・非意図的に関わらず、ごみが河川等の水域を経由して海域に流出する場合があります。これを防止していく必要があります。そのため、3Rの推進、適正な

処理はもとより、市民や事業者、関係機関等との連携による清掃活動の実施や、ぽい捨て・不法投棄防止対策等により、プラスチックごみの海洋流出防止を図ります。

【ゼロエミッションシティ広島の実現に関して参考となる主な指標等】

施策の方針	指標	現況	目指すべき方向
ごみの減量・リサイクル等の推進	1人1日当たり一般廃棄物排出量	775g/人日 (令和6年度)	減少
ごみのないきれいなまちづくりの推進	クリーンボランティア参加者数	52,255人 (令和6年度)	増加
プラスチックごみ対策の推進	容器包装プラスチック・ペットボトルの資源化率	84.5% (令和6年度)	増加

広島市食品ロス削減推進条例

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことで、国内では、生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されています。この現状は、とても「もったいない」ことであり、まだ食べることができる食品を廃棄することなく、可能な限り食品として活用していくことが重要です。また、食品ロスの削減は、食品の生産等に関わる効率的な物的・人的資源の活用や食品ロスの処理に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制、廃棄物処理に要する経費の削減等につながることから、非常に重要な取組です。

このような状況の中、本市においても、誰もが食品ロスを他人事ではなく我が事として捉え、食品ロス削減への理解と行動の変革が広がるよう、市民、事業者、本市等の多様な主体が連携して食品ロス削減を推進する必要があることから、持続可能な社会の実現に寄与することを目指し、令和5年（2023年）4月に「広島市食品ロス削減推進条例」（令和4年広島市条例第47号）を施行しました。

基本目標3 豊かな自然環境の保全

生物多様性地域戦略

流域水循環計画

健全で恵み豊かな自然環境は、全ての生物の生存及び私たちの健康で文化的な生活に欠くことのできないものです。

本市は、百万人を超える人口を擁する都市でありながら、太田川河口デルタを流れる6本の川、南側の瀬戸内海、北側の緑濃い山々等、水と緑に代表される豊かな自然に恵まれています。特に、本市の市街地に占める川の水面面積の割合は全国でも有数の大きさであり、本市の区域に占める森林面積の割合も政令指定都市の中では高い水準にあります。

また、本市の河川、森林等には多様な生物が生息・生育しており、こうした生物多様性は、私たちの生活に様々な恩恵をもたらしています。

このような本市特有の豊かな自然とそこに暮らす人々の長い年月にわたる営みにより形成された美しい景観は、人々に潤いと安らぎを与え、市民の共通の財産となっています。

私たちは、本市のこのような恵まれた自然環境を維持向上させ、将来世代に継承しなければなりません。

このため、引き続き、健全な水循環の確保、緑の保全、生物多様性の確保を通じて、豊かな自然環境の保全を図ります。

なお、本節を、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」及び国の水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に位置付けます。

1 健全な水循環の確保



生命の源である水は、太陽の熱を受けて海から蒸発して雲を作り、雨となって地表に降り、森林の土壌に浸透して貯留された後、ゆっくりと流出して地表水又は地下水となり、河川の流下により海に至り、再び太陽の熱を受けて蒸発します。

この循環の過程において、水は、時には、河川の洪水等の災害をもたらすこともありますが、森林等が持つ水源涵養機能により流量が調整され、森林から供給される炭素や栄養塩を海へと運び、生物の豊かな海を形成するなど、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えるとともに、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。

本市において、広島県西部の中国山地に水源を有し、複数の市町の区域を経て本市の中心部を流れる太田川は、市民の生活に潤いや安らぎを与えると同時に、本市の水循環において大きな役割を担っており、流域の森林から供給される栄養分を含む水は、瀬戸内海に注ぎ、広島カキの養殖等の恵みをもたらしています。また、その水質は良好であり、中流域は環境省の「名水百選」にも選定されています。

しかしながら、近年、森林の荒廃や都市化の進展に伴う雨水の地下浸透量の減少、気候変動の影響による極端な大雨や無降水日数の増加、積雪量の減少など、水循環への様々な影響が生じて

います。これらの変化により、大雨時の河川流量増加や水害の頻発化・激甚化といった問題が顕在化するとともに、平常時の流量減少が懸念されています。

また、昨今では、河川等を通じて海へ流出したプラスチックごみによる海洋汚染や海洋環境への悪影響が世界的な問題となっています。

加えて、健全な水循環の確保に向けては、河川の流域や広島湾に面する自治体、関係団体等との広域的な連携協力が不可欠であることから、流域や海域全体を視野に入れ、水源涵養機能の維持向上等を図る必要があります。

(1) 水源涵養機能の維持向上

豊かな森林は「緑のダム」とも呼ばれ、降った雨の保水及び流出調整を行う水源涵養機能があります。

豪雨による土砂災害の発生は、中山間地の森林の荒廃等により、森林の持つ水源涵養機能や土砂流出防止機能が低下したことが一因となっており、太田川源流域においてモデル水源林の整備を行うとともに、森林ボランティア等の協力を得ながら、間伐や下刈りなどの山の手入れを行うことにより、森林の水源涵養機能の維持向上を図ります。

(2) 炭素や栄養塩の健全な循環の維持

森林は二酸化炭素を吸収するとともに、有機物を分解して栄養分の豊富な土壌を作ります。この栄養分は水に溶け込み、河川により山から海へ運ばれます。

森林が荒廃すると、河川で運ばれる栄養分が低下し、海洋生物の餌であるプランクトンが育たなくなります。一方で、生活排水等で河川に流入する栄養塩が著しく増加すると富栄養化を招き、赤潮なども引き起こします。

このため、森林の適切な管理や、生活排水対策等による水質管理を進めながら、炭素や栄養塩の健全な循環の維持を図ります。

(3) 水辺の保全・再生・創出

本市を流れる河川や広島湾は、多様な生物の生息・生育地となっており、私たちも水産資源や自然との触れ合い等の形でその恩恵を受けています。

生物多様性の確保や水産業の振興等のため、水質等の調査、污水处理施設等の水インフラの整備、他の地方公共団体等と連携した水辺の保全・清掃活動、藻場及び干潟の保全等により、水環境を改善するとともに、生態系にできるだけ配慮した計画的な魚介類等の種苗の生産及び放流、カキ養殖業の振興、漁場環境の改善、水産資源に関する調査研究等により、水産資源の持続的な利用を促進し、水辺の保全・再生・創出を図ります。



2 緑の保全

森林、中山間地や市街地近郊の農地等の緑は、生物多様性がもたらす豊かな水や肥沃な土壌によって育まれ、米や野菜などの農産物や建築材等の材料となる木材等を私たちに供給しています。

また、緑は、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、有害物質の吸着等による大気の浄化、都市のヒートアイランド現象の緩和、水源涵養機能や土砂流出防止機能による災害の防止などの公益的機能を有しています。

本市は、市街地である太田川河口のデルタを緑の多い郊外の丘陵地が取り囲み、その外側の中山間地には多様な生物が生息・生育する大規模な森林が位置しています。また、島しょ部も、原生林が残る似島など、緑に包まれています。さらに、市街地等には、比治山や黄金山などの丘陵地のほか、平和大通りや河岸緑地など多くの緑があります。

しかし、緑の多い郊外の丘陵地では、市街化が進んでおり、また、中山間地では、過疎化や高齢化により農地や森林の荒廃が進むとともに、イノシシやニホンジカ、ツキノワグマ、サル等による鳥獣被害が顕在化しています。

さらに、近年、豪雨による水害や土砂災害が全国で毎年のように発生し、特に、平成26年（2014年）や平成30年（2018年）には、本市でも土砂災害により大きな被害が発生しました。本市の山地や丘陵地を構成する地質は主として花崗岩*で、表層部分は風化が進んで真砂土になっているため、土砂災害に脆弱な地質となっています。森林の荒廃によって水源涵養機能や土砂流出防止機能が低下し、更なる災害が発生することが危惧されています。

このような状況を踏まえ、開発事業等では、地域の景観や自然的特性を十分に考慮し、自然の持つ機能を防災や環境保全に生かすグリーンインフラ*の視点を取り入れることが重要です。あわせて、森林、農地及び市街地等の緑の保全を通じて、緑の有する多面的機能の維持向上を図る必要があります。

(1) 森林の保全

木材の供給、水源涵養や土砂流出防止、二酸化炭素の吸収等の多くの機能を持つ森林の育成・保全は、生物多様性の確保においても非常に重要です。

森林の保育作業、間伐等による健全な森林の育成・保全、他の地方公共団体等と連携した水源林の育成・保全、林道などの林業基盤の整備や林業の担い手の確保・育成、間伐材等の未利用材の木質バイオマスエネルギーとしての利用の促進などにより林業を振興し、森林の保全を図ります。

(2) 農地の確保・保全

農地は食料供給の場となるだけでなく、雨水の流出抑制による集中豪雨時の洪水緩和、市民の憩いの場や生物の生息・生育の場となるなど、多面的な機能を有しています。

こうした農地の価値を守り、持続的に活用していくため、農業の担い手の育成・支援、耕作放棄地の再生利用、農地・農道等の生産基盤の整備、地産地消の推進などにより農業を振興し、農地を確保するとともに、保全を図ります。

(3) 市街地の緑の保全

公園、街路樹、河岸緑地などの市街地における緑は、大気の浄化やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保といった環境保全の機能を有するとともに、市民の交流や憩いの場としての役割を果たし、都市の魅力や居住環境の向上にも資する重要な資源となっています。

二葉山や元宇品、三滝緑地や牛田緑地など、市街地に残るまとまった緑の保全や都市公園の整備を行うとともに、平和大通りや河岸緑地という緑の軸を充実させながら、街路樹などの道路緑化、建築物の屋上や壁面を含めた民有地の緑化等により、市街地の緑の保全を図ります。

3 生物多様性の確保



生物多様性は、私たちが生きていく上での基盤であるとともに、地域固有の財産として、地域独自の文化の多様性を支えています。

太田川河口デルタを流れる6本の川、南側の瀬戸内海、北側の緑濃い山々など、水と緑に恵まれている本市には、中山間地等の森林、農地、河川、海域等に多様な生物が生息・生育しており、市街地では、点在する大小の公園緑地によって緑の回廊が形作られ、市街地を流れる河川や広島湾とともに生態系ネットワークを形成し、多様な生物のすみかとなっているという特徴があります。

しかし、都市開発、森林・農地の荒廃、外来種の侵入、気候変動等により、生物の生息・生育環境が悪化し、本市の生物多様性は危機に直面しています。

こうした状況を踏まえ、私たちの暮らしや社会経済を持続可能なものにするとともに、将来世代に豊かな自然を引き継いでいくためにも、生物多様性の確保に係る施策を総合的に推進し、ネイチャーポジティブ*の実現を目指す必要があります。

なお、本項では、以下の考え方を踏まえ、三つのレベルの多様性と施策の方針を関連付けて整理します。

<生物多様性の定義>

「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）*」では、生物多様性を「全ての生物の間に違いがあること」と定義し、その違いを以下の三つのレベルに整理しています。

① 生態系の多様性

森林や草地、水田やため池、溪流や河川など、様々なタイプの環境に応じてそれぞれ違う特徴を持った生態系が存在していること



② 種の多様性（種間の多様性）

動物や植物、菌類など、様々な種の生物が生息・生育していること



③ 遺伝子の多様性（種内の多様性）

アサリの殻の模様が一つ一つ異なるなど、同じ種の集団の中にタイプの違う遺伝子が存在すること



(1) 生態系の多様性の確保

本市は、中国山地に連なる山々から似島や金輪島が浮かぶ瀬戸内海まで多様な地形を持っており、その間を貫流する太田川には、中流域から河口まで多様な河川環境が形成されています。そして、太田川の周辺には田園と市街地が広がり、多様な生物の生息・生育環境を形成しています。

しかし、太田川の上流域や中山間地の農地や森林では、農林業の担い手の減少、鳥獣被害等により荒廃が進んでおり、若者の移住や農林業の振興等により、地域の活力を向上させることで農地や森林を管理するほか、水辺の保全等により、生態系の多様性の確保を図ります。

(2) 種の多様性（種間の多様性）の確保

本市における種の多様性が高い地域としては、太田川や八幡川などの河川、白木山や呉娑々宇山などの山岳、島しょ部の自然海岸、市街地では広島城などが挙げられ、これらの地域の生息・生育環境の保全を図ります。

また、在来種*の駆逐や生態系の攪乱等の悪影響を与えている外来種について、関係行政機関等と連携し、情報収集、普及啓発を行うとともに、特定外来生物*の侵入防止や防除等の対策を図ります。

さらに、生息域を拡大し、生態系、市民生活、農林水産業等に被害を与えている野生鳥獣について、防護柵の設置等の被害防止対策を推進するとともに、農業については化学肥料や化学農薬の使用を低減する栽培方法の普及に努めます。

(3) 遺伝子の多様性（種内の多様性）の確保

地域個体群*の絶滅や個体数の減少等によって遺伝子の多様性が失われると、似たような性質や特徴を持った集団となって環境の変化等に対応する能力が失われ、個体群の絶滅につながります。また、在来種が外来種と交雑すると、在来種固有の遺伝子の構成が変化し、遺伝子の多様性が失われます。

地域個体群の絶滅や個体数の減少等を回避するため、森林、水辺等の適正な整備、保全等により、希少種の保護を図ります。また、在来種との交雑を避けるため、特定外来生物の侵入防止や防除等の対策を図ります。

(4) 生物多様性に関する普及啓発

生物多様性の現状や重要性について市民の理解を深めるため、生物多様性に関する広報活動等を通じて普及啓発を図ります。

【豊かな自然環境の保全に関して参考となる主な指標等】

施策の方針	指標	現況	目指すべき方向
健全な水循環の確保	汚水処理人口普及率	97.6% (令和6年度末)	増加
緑の保全	森林ボランティアの活動者数	3,817人 (令和6年度)	増加
生物多様性の確保	生物多様性の保全につながる取組を行っている市民の割合	82.8% (令和7年度)	増加

生物多様性の確保に向けた取組

水や空気をはじめ、食料、木材、衣類や医薬品の原材料など、私たちの暮らしは多様な生物や生態系からの恩恵の上に成り立っています。こうした自然の恵みを将来世代に継承していくには、私たち一人一人が、日々の生活と生物との密接な関わりを意識し、生物多様性の確保に向けた行動を積み重ねることが重要です。

身近な取組を実践することが、ひいては生物多様性の確保につながります。

【身近な取組の例】

- 1 地産地消を心がけ、旬の食材や地元で採れたものを食べる
- 2 食品ロスをなくすよう心がける
- 3 エコラベルなどが付いた環境に配慮した商品を購入する
- 4 海、山、川、動物園、植物園などに行き、自然や生物への理解を深める
- 5 地域における清掃など、まちの美化活動に参加する
- 6 外来生物の駆除や絶滅のおそれがある野生生物の保護活動に参加するほか、飼育・栽培している動植物は野外に放さないようにする

基本目標4 健全で快適な生活環境の保全

高度経済成長期には、経済の急速な発展に伴う汚染物質の排出量の増加により産業型公害が発生し、さらに、安定成長期への移行後は、都市化や自動車普及等により生活排水や排気ガス、騒音等による都市生活型公害が問題となるなど、顕在化する環境問題に対しては、関係法令等の整備やそれに基づく各種対策等が講じられ、一定の成果を挙げてきたところです。

今後も、こうした環境問題から市民の健康を守り、快適な生活環境を維持するためには、大気環境や水環境の保全などに継続的に取り組む必要があります。

国は、大気汚染物質や水質汚濁物質等に関して、人の健康保護と生活環境保全の上で維持されることが望ましい環境の基準を定めており、自治体はその基準の達成・維持に向け、様々な取組を行っています。本市の大気質や水質等はおおむね環境基準を達成しており良好な状態にありますが、一部の項目については、基準を達成していない状況が見られます。

このため、引き続き、大気質や水質等の維持向上に努め、健全で快適な生活環境の保全を図ります。

1 大気環境の保全



きれいな大気は、市民が安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現に欠かせないものです。

本市の大気環境は、大気汚染物質等の規制基準の遵守、電動車等の増加等により、おおむね良好な状況にありますが、光化学オキシダントについては、環境基準の達成が難しい状況にあります。

このため、大気の汚染の状況を監視するとともに、大気汚染物質の発生源となっている自動車、工場・事業場等への対策等を推進し、大気質の維持向上を図る必要があります。

(1) 大気汚染の状況の監視

二酸化硫黄や一酸化炭素等の環境基準項目等について、県と共同して、大気質の監視等を行います。

(2) 自動車排出ガス対策の推進

自動車排出ガスによる大気汚染の低減を図るため、電動車等の環境への負荷の少ない自動車の普及促進、渋滞対策、アイドリングストップ*の呼掛け、ノーマイカーデー運動*の実施等により、自動車排出ガス対策を推進します。

(3) 工場・事業場の排出ガス等対策の推進

大気汚染の防止に関する法令に基づく工場・事業場への立入検査等を適正に実施することにより、工場・事業場の排出ガス等対策を推進します。

(4) 悪臭の防止

悪臭の防止に関する法令に基づく工場・事業場への立入検査等を適正に実施することにより、悪臭の防止を図ります。



2 水環境・土壌環境の保全

きれいな水は、大気と同様に、市民が安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現に欠かせないものです。

本市の水環境は、污水处理施設の普及等によって改善され、おおむね良好な状況にあります。広島湾の海域の水質については、一部の項目で環境基準が達成されていない状況にあります。

このため、水質汚濁等の状況を監視するとともに、家庭、工場・事業場等からの排水に関する対策等を推進し、水質の維持向上を図る必要があります。

また、土壌は、水の浸透・貯留、水質の浄化、食糧生産、有機物の分解等の様々な機能を有し、市民の生活基盤として大きな役割を果たしています。

汚染物質は土壌に蓄積されやすく、汚染された土壌の直接摂取や土壌中の有害物質によって汚染された地下水の飲用等により、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

本市においても、市街地の建設事業等に伴い、重金属、揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化する場合があることから、土壌汚染対策を推進する必要があります。

(1) 水質汚濁等の状況の監視

カドミウム*やBOD等の環境基準項目やPFOS*及びPFOA*等の要監視項目等について、国・県と共同して、公共用水域や地下水の水質等の監視等を行います。

(2) 生活排水対策の推進

地域の特性を考慮し、効率的に污水处理施設の整備を進めることにより、水質に影響を与える生活排水の処理を推進するとともに、市民に対し、水環境の保全についての普及啓発を図ります。

(3) 工場・事業場の排水対策の推進

水質汚濁の防止に関する法令に基づく工場・事業場への立入検査等を適正に実施することにより、工場・事業場の排水等による水質汚濁を防止します。

(4) 水質浄化の推進

河川や広島湾の清掃、しゅんせつ*等を促進することにより、河川及び海域の水質浄化を図ります。

(5) 水質保全に係る広域的な取組の推進

太田川流域や瀬戸内海に係る地方公共団体等と連携し、広域的な水質保全活動に取り組めます。

(6) 土壌汚染対策の推進

土壌汚染対策に関する法令に基づく土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置等を適正に実施することにより、土壌汚染対策を推進します。

3 有害化学物質等の対策の推進



産業活動や日常生活において利用されている多種多様な化学物質は、私たちの便利な生活を支えています。化学物質の中には、ダイオキシン類*等、環境中に蓄積され、人の生命、健康等に悪影響を及ぼすおそれのあるものも少なくありません。

本市においては、ダイオキシン類について、大気、公共用水域等において環境基準を達成しており、ベンゼン*等の有害大気汚染物質についても、環境基準を達成しています。

引き続きダイオキシン類をはじめとする有害化学物質や、それらと同様に人に健康被害を生じさせるおそれのある石綿（アスベスト）*による汚染の状況を監視するとともに、必要な規制、指導等の取組を進める必要があります。

(1) 有害化学物質等による汚染の状況の監視

ダイオキシン類やベンゼン等の環境基準項目や石綿（アスベスト）等について、大気質等の監視等を行います。

(2) 有害化学物質等の発生源対策の推進

法令に基づき、ダイオキシン類を発生する廃棄物焼却炉等の施設、吹付け石綿（アスベスト）等を使用している建築物の解体現場等への立入検査・指導を実施すること等により、有害化学物質等による環境汚染等を防止します。

(3) PRTR制度による対策の推進

人の健康や生態系に有害なおそれのある法定の化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量、廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量等を把握・集計し、これを公表する制度であるPRTR制度（Pollutant Release and Transfer Register、化学物質排出移動量届出制度）の適切な運用により、化学物質による環境リスクの低減を図ります。

4 騒音・振動の規制



騒音・振動は、直接人間の感覚を刺激し、不快感を与えることから感覚公害とも呼ばれており、その発生源は、交通機関、工場・事業場、建設作業等です。

本市においては、道路交通騒音等について環境基準が達成されていない地点が存在し、また、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、深夜営業騒音、家庭の生活音等も問題となってきたことから、騒音・振動の状況を監視するとともに、それぞれのケースに応じて規制、指導等の取組を進める必要があります。

(1) 騒音等の状況の監視

自動車、鉄道、工場・事業場等の騒音・振動の監視等を行います。

(2) 騒音等発生源対策の推進

騒音・振動の規制に関する法令に基づき、それぞれの騒音等発生源に対し、規制、指導等を行い、騒音・振動の未然防止や低減を図ります。

【健全で快適な生活環境の保全に関して参考となる主な指標等】

施策の方針	指標	現 況※1	目指すべき方向
大気環境の保全	二酸化硫黄	100% (4局)	100%の維持
	二酸化窒素	100% (11局)	100%の維持
	一酸化炭素	100% (2局)	100%の維持
	浮遊粒子状物質	100% (11局)	100%の維持
	PM2.5 (微小粒子状物質)	100% (11局)	100%の維持
	光化学オキシダント	0% (0/7局)	達成した局の割合の増加
水環境・土壌環境の保全	人の健康の保護に関する項目 (河川)	100% (27地点)	100%の維持
	人の健康の保護に関する項目 (海域)	100% (8地点)	100%の維持
	生活環境の保全に関する項目 (河川のBOD)	100% (20水域)	100%の維持
	生活環境の保全に関する項目 (海域のCOD)	0% (0/4水域)	達成した水域の割合の増加
有害化学物質等の対策の推進	ダイオキシン類	100% (27地点)	100%の維持
	有害大気汚染物質※2	100% (4地点)	100%の維持
騒音・振動の規制	自動車騒音	97% (約16万3千/ 約16万8千戸)	達成した戸数の割合の増加

※1 令和6年度時点

※2 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン

基本目標5 環境保全に主体的に取り組む社会の形成

環境教育等行動計画

本市を取り巻く環境問題は、ごみや騒音といった身近なものから、気候変動、生物多様性の危機といった地球規模のものまで多岐にわたります。これらは相互に関連し、複雑化・深刻化しており、目指すべき環境像の実現に向けた包括的かつ横断的な対応が求められています。

このような状況の中、環境問題の解決には、市民、事業者、行政等あらゆる主体が環境への意識を持ち、日々の暮らしや活動の中で環境に配慮した具体的な行動に主体的に取り組むことが重要です。行政にはこうした取組が継続・拡大するよう支援していくことが求められています。また、協働の取組の拡大は、基本目標1から4に掲げる施策の方針の着実な展開を支える基盤であるとともに、本計画全体の推進力となります。

このため、環境教育・学習の推進や環境保全活動の促進を通じて、環境保全に主体的に取り組む社会の形成を図り、基本目標1から4の目標達成を下支えすることで、環境像の実現へとつなげます。

なお、本節を、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく「環境教育等行動計画」に位置付けます。



1 環境教育・学習の推進

本市は、行政として環境施策の推進に重要な役割を担っていますが、本市だけでは対応しきれない環境問題も多くあります。環境問題の解決に向けては、市民、事業者、行政、教育機関、地域団体など多様な主体がそれぞれの立場から環境への理解を深め、連携・協働し、主体的に環境保全に係る行動や活動を実践することが不可欠です。

なお、人口減少や高齢化の進行に伴い、環境保全活動の担い手の確保・育成は喫緊の課題となっています。環境への関心を高めるとともに、世代を超えて環境の保全と創造に取り組む意欲を育むため、学校、家庭、職場、地域など様々な場面において、本市の豊かな自然や公共施設等も活用しながら、環境についての有用な情報に触れられる環境教育・学習の推進が重要です。

(1) 学校や家庭における環境教育・学習の推進

各教科等の学習活動を通じた食品ロスへの理解の醸成に加え、こどもエコチャレンジ*の取組や環境ポスターの募集などにより、児童生徒に環境の保全及び創造に関する意識啓発を図るとともに、計画的・系統的な環境教育を推進するため、環境教育・学習資料の提供・充実を図ります。

また、学習活動を通じて環境保全の重要性を学んだ児童生徒が、その学びを家庭でも共有することにつながるよう努めることなどにより、家庭内での環境意識の向上や行動変容の促進を図ります。

(2) 職場や地域における環境教育・学習の推進

ごみ処理施設等への見学の受入れ、食品ロスの削減等様々なテーマで環境問題をわかりやすく解説する環境出前講座の実施、環境イベントの開催等により、環境保全活動に取り組む知識や意欲の向上を図ります。

また、自然や環境の観察、体験活動を行う機会や場を提供します。

(3) 自然との触れ合い施設の活用

広島市森林公園、広島市安佐動物公園、広島市植物公園等の市民が身近に自然や生きものと触れ合える施設について、安全で快適な利用の促進を図ります。

さらに、自然や生きものと触れ合えるイベントのほか、様々な学習プログラムを用意するなど、市民が自然や生きものについてより深く学べる機会を提供します。

(4) 自然と触れ合える森林の整備

民有林については、積極的に保全すべき緑地のうち「ふれあい樹林地区」として指定した地区において、ボランティア団体等が維持管理活動を行うことで、市民が自然と触れ合える場として活用します。また、森林体験の場として「憩いの森」を整備し、その適切な管理・運営を図ります。さらに、南原峡や白木山などの多様な植物群落や野生生物の生息地を有する地域は、市民の自然観察の場として活用するとともに、自然環境の保全を図ります。

2 環境保全活動の促進



複雑化・多様化する環境問題を解決するには、環境教育・学習の推進によって持続可能な社会を担う人材を育成するだけでなく、学びを実際の環境保全活動へとつなげていくことが重要です。一人一人が環境への理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で、倫理的消費（エシカル消費）*を意識する、脱炭素やごみの減量等に向けた取組を実践するなど、環境に配慮した具体的な行動を積み重ねていくことが、環境問題の解決につながります。

また、環境問題の解決には、市民、事業者等あらゆる主体の行動変容が不可欠です。行動変容を促すためには、意識の醸成に加え、日常の選択や行動に働きかける工夫が効果的であり、その一手法として、行動科学に基づき人々の選択を後押しする「ナッジ」*等も活用しながら、環境に配慮した行動を促していくことが必要です。

市民、事業者、行政、教育機関、地域団体など多様な主体が自主的に行う環境保全活動の促進のため、連携・協働の促進や活動への支援、普及啓発に取り組むことで、環境保全活動の定着と更なる拡大を図ります。

(1) 連携・協働による環境保全活動の促進

環境保全活動がより効果的なものとなるよう、市民、事業者、行政等あらゆる主体の連携・協働を図ります。

また、本市の環境活動に取り組む団体と協働し、市民等に向けた環境教育・学習の実施や環境イベント等を開催することで、市民等の環境保全意識の醸成を図るとともに、環境の保全に関する情報を的確に提供できる人材等の基盤確保を図ります。

さらに、近隣自治体と協力して施策の展開に当たるなど、自治体間の連携・協働を図ります。

(2) 環境保全活動への支援

市民や地域団体による公園や河川の美化活動など、地域で行われる環境保全活動に対して、積極的な支援を行います。

また、環境保全活動の機会や場の提供に加え、活動の状況を広く発信することで、市民や事業者等による自主的な取組の輪を広げていきます。

さらに、広報や表彰制度等を通じて、環境に配慮した事業活動の促進を図ります。

(3) 環境保全の普及啓発

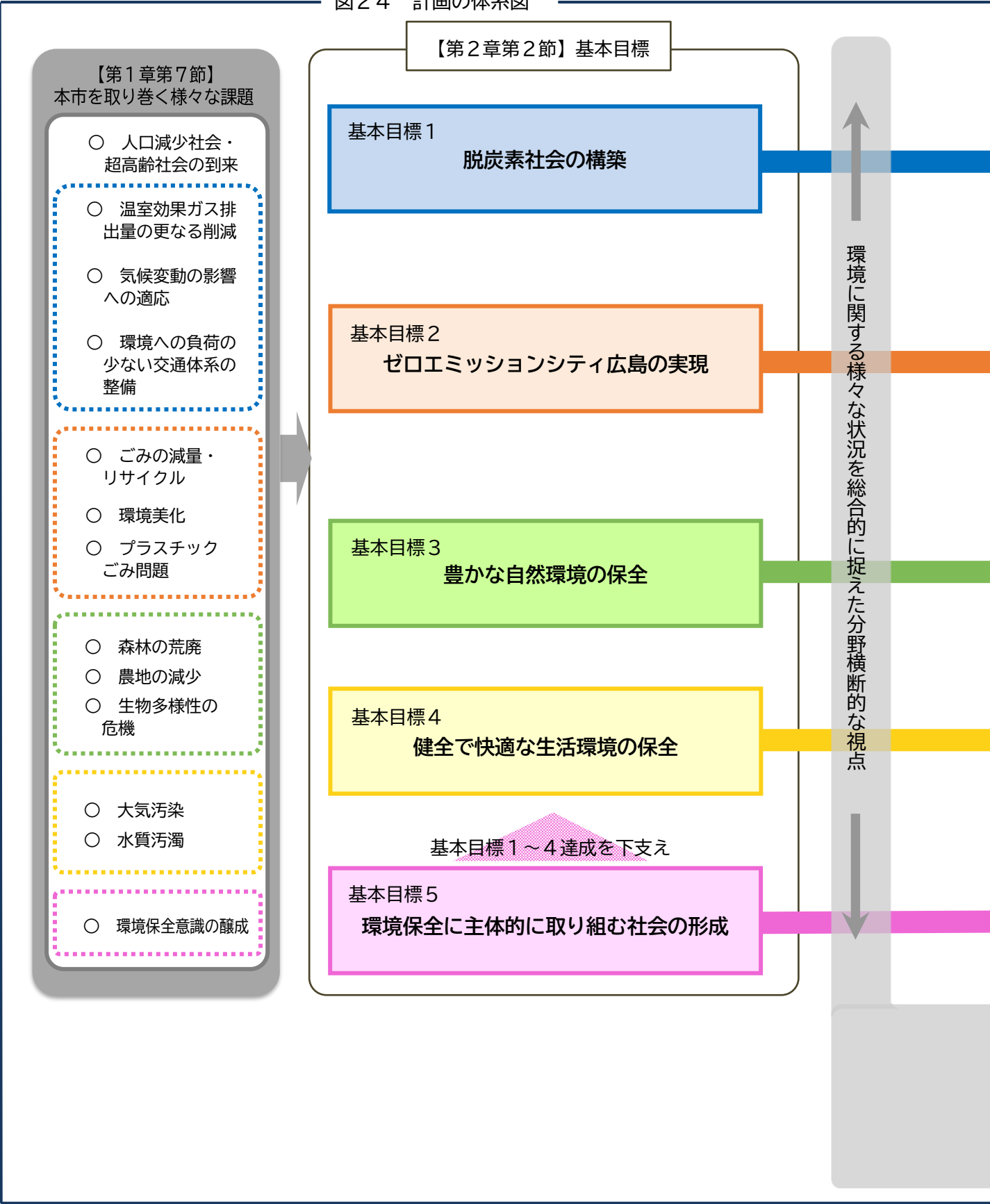
市民が環境保全への理解や関心を深め、環境保全活動を実践するよう、環境についてわかりやすく説明した資料等の作成、ホームページ等を用いた情報発信、環境イベントの開催等、様々な媒体や手法による環境保全の普及啓発を図ります。

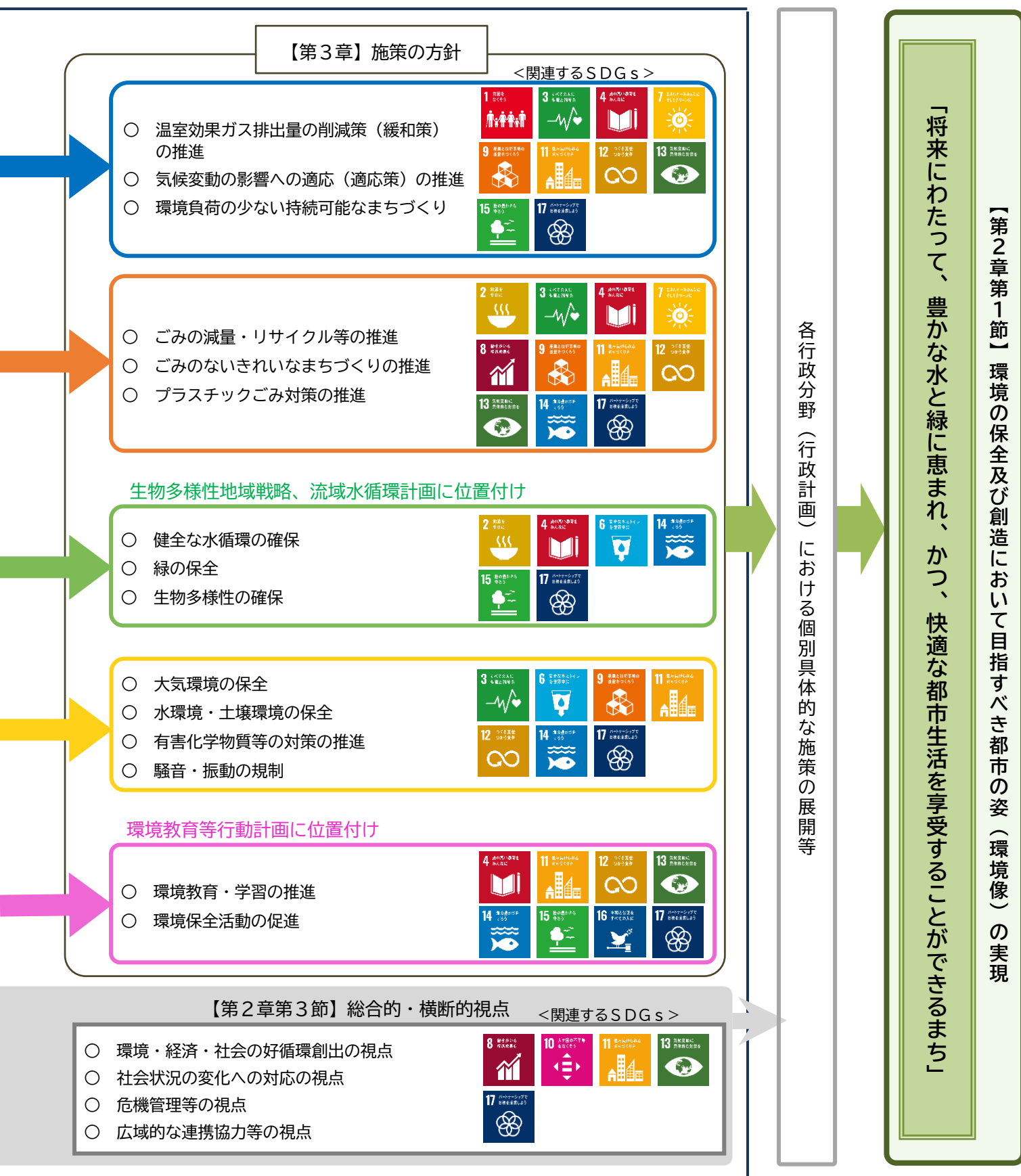
【環境保全に主体的に取り組む社会の形成に関して参考となる主な指標等】

施策の方針	指標	現況	目指すべき方向
環境教育・学習の推進	環境教育・学習に係る事業の参加者数	109,489人 (令和6年度)	増加
環境保全活動の促進	環境に配慮した行動や活動を実践している市民の割合	87.3% (令和7年度)	増加

(参考) 計画の体系図

図2-4 計画の体系図





第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 各主体の役割分担と協働

本市が目指すべき環境像の実現に当たっては、市民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を意識し、互いに連携協力しながら、協働して本計画を推進していくことが重要です。

市民、事業者及び行政（本市）の主な役割を、以下のとおり示します。

(1) 市民の役割

- ・ 健全で恵み豊かな環境を将来にわたって維持し、及び向上させるために一人一人の行動が重要であることについて学習する。
- ・ 日常生活の中で環境に配慮した具体的な行動を実践するなど、日頃から、環境保全活動に自ら率先して取り組む。
- ・ 環境負荷ができるだけ小さい商品やサービスを購入するなど、人や社会、環境に配慮した消費行動である倫理的消費（エシカル消費）を行う。
- ・ 自らの知識、技能などを生かして、地域団体、NPO等が実施する地域の環境保全活動に積極的に参加し、その活動に協力する。
- ・ 本市が行う環境の保全及び創造に関する施策や事業に積極的に参加・協力する。

(2) 事業者の役割

- ・ 事業活動に伴って発生する公害を防止する。
- ・ 環境への配慮が自らの企業価値を高めるという視点を持ちながら、環境に配慮した製品の開発及び製造、事業の実施、サービスの提供等を行う。
- ・ 事業活動に当たって、製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる。
- ・ 環境の保全及び創造に関する活動に自ら率先して取り組むとともに、その取組のために必要な措置を講ずる。
- ・ 地域の環境保全活動に積極的に参加するなど、地域社会の一員として、地域住民やNPOなどとの連携を深め、地域と密接な関係を構築するよう努める。
- ・ 本市が行う環境の保全及び創造に関する施策や事業に積極的に参加・協力する。

(3) 行政（本市）の役割

- ・ 本市の自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する。
- ・ 市民、事業者等の模範となるよう、率先して環境の保全及び創造に関する取組を実施するとともに、市役所内の連携強化に取り組む。

- ・ 国、県、関係地方公共団体と連携・協働しながら、環境の保全及び創造に関する必要な取組を実施する。
- ・ 環境に関する情報の収集・提供、環境教育・学習の推進等により、市民、事業者等の環境意識を醸成するとともに、自発的な行動を促進する。
- ・ 環境保全活動を行っている地域団体、NPO等の情報を市民に提供する。
- ・ 市民、事業者等が自ら行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずる。

2 行政内部の組織横断的な調整等

環境の保全及び創造に関する施策は、環境分野はもとより、産業・経済・観光、都市整備・交通、健康・福祉、上下水道、教育、危機管理等、様々な分野が関わっています。

このため、行政内部の横断的な組織（広島市環境調整会議）の設置等により、環境の保全及び創造に関する本市の施策を総合的に調整し、及び推進します。

3 広島市環境審議会

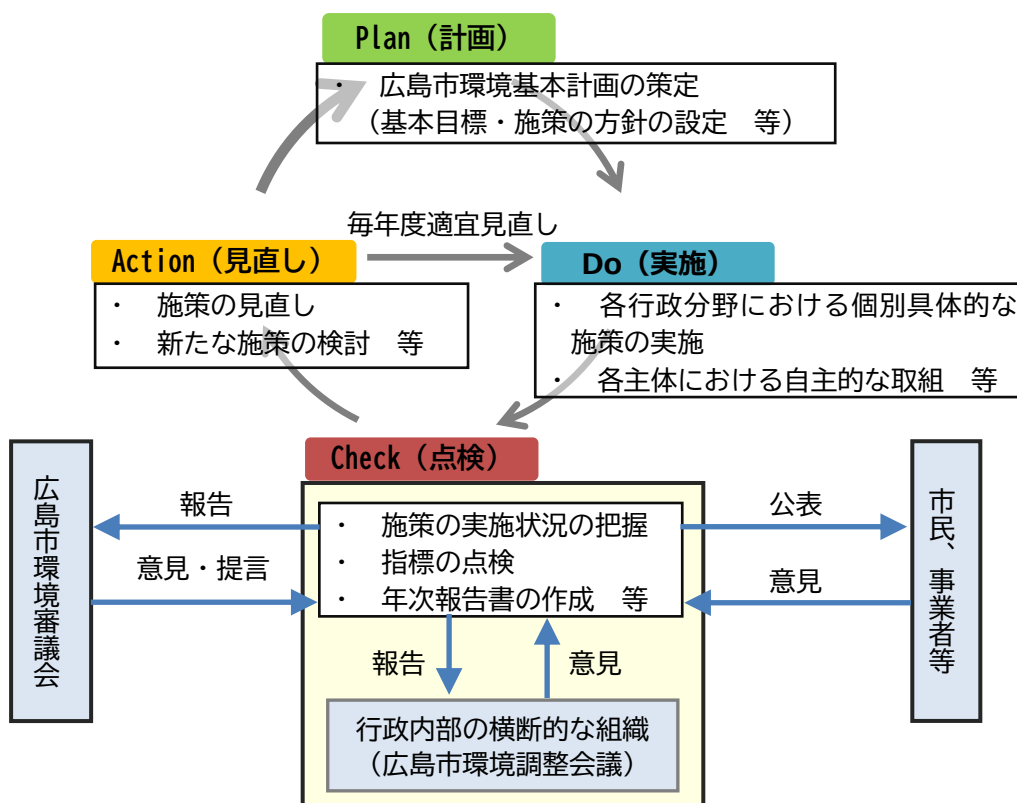
広島市環境審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例第39条第1項の規定により置かれる市長の附属機関であり、学識経験者、各種団体の関係者等のうちから委嘱された委員により構成されます。

この審議会は、広島市環境基本計画の策定・変更及び進行管理について専門的な見地から意見を述べること等により、同計画の的確な実施に貢献します。

第2節 計画の進行管理

本計画を的確に実施するため、本計画の進行管理は、PDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（見直し）というプロセスを繰り返すことにより、継続的に改善を図る進行管理の手法）により行います。

図25 計画の進行管理（PDCAサイクル）



1 計画の進捗状況の公表等

本計画の進捗状況を、毎年度、広島市環境審議会に報告・公表します。

また、広島市環境の保全及び創造に関する条例第9条の規定に基づき、環境の状況、本市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の状況等を明らかにした年次報告書を作成・公表します。

2 計画の評価

本計画の最終年度（令和12年度（2030年度））において、施策の実施状況や効果等を評価します。またこの評価に加え、環境問題を取り巻く社会経済状況の変化、市民、事業者等の意見等を踏まえた上で、施策の方針の見直し等について検討し、次期計画を策定します。

参考資料

資料1 広島市環境審議会委員名簿

令和8年（2026年）3月23日現在

区 分	氏 名	所 属 等
会 長	西 嶋 渉	広島大学環境安全センター 教授
副会長	田 中 貴 宏	広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授
委 員	石 田 光 孝	連合広島西部地域協議会広島地区連絡会 幹事
	岩 崎 翔 太	市民委員
	大 田 ナツミ	生活協同組合ひろしま 理事
	沖 村 理 史	広島市立大学広島平和研究所 教授
	奥 野 泰 識	広島商工会議所 産業・地域振興部長
	小 迫 敏 彦	市民委員
	鉄 村 忠 基	特定非営利活動法人広島市公衆衛生推進協議会 会長
	土 井 徹	安田女子大学教育学部 教授
	内 藤 佳奈子	県立広島大学生物資源科学部 准教授
	内 藤 望	広島工業大学環境学部 教授
	中 西 伸 介	広島工業大学工学部 准教授
	縄 手 淳 子	広島市地域女性団体連絡協議会 理事
	松 川 太 一	広島修道大学人間環境学部 准教授
	水 口 弘 士	広島市商工会連絡協議会 副会長
	村 田 和賀代	県立広島大学生物資源科学部 准教授
	吉 田 悦 子	公益社団法人広島消費者協会 理事

注 名簿の記載は五十音順、敬称略

【委員の任期】令和7年（2025年）7月1日から令和9年（2027年）6月30日まで

（石田 光孝委員においては、令和8年（2026年）1月16日から令和9年（2027年）6月30日まで）

資料2 策定経過

年 月 日	内 容 等
令和7年（2025年）2月5日	令和6年度第1回広島市環境審議会 ・第4次広島市環境基本計画の策定について（諮問）
令和7年（2025年）9月3日	令和7年度第1回広島市環境審議会 ・第4次広島市環境基本計画の骨子案について
令和7年（2025年）11月19日	令和7年度第2回広島市環境審議会 ・第4次広島市環境基本計画の素案について
令和7年（2025年）12月15日～ 令和8年（2026年）1月14日	第4次広島市環境基本計画の素案に対する市民意見募集
令和8年（2026年）3月23日	令和7年度第3回広島市環境審議会 ・第4次広島市環境基本計画の答申案について
	第4次広島市環境基本計画の策定について（答申）

資料3 用語解説

A～Z

BOD（生物化学的酸素要求量）（p22ほか）

Biochemical Oxygen Demandの略。バクテリアが一定時間内に水中の有機物を酸化・分解するのに必要な酸素の量であり、有機汚濁に関する河川の代表的な水質指標として用いられる。

値が大きいほど、汚濁度が高いことを示す。

COD（化学的酸素要求量）（p22ほか）

Chemical Oxygen Demandの略。酸化剤により水中の有機物を酸化・分解するのに必要な酸素の量であり、有機汚濁に関する海域の代表的な水質指標として用いられる。

値が大きいほど、汚濁度が高いことを示す。

ESG投資（p26）

環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選別して行う投資。これらの視点を重視することが、結局は企業の持続的成長や中長期的収益につながり、財務指標からは見えにくいリスクを排除できるとの発想に基づいている。

PF0A（p45）

ペルフルオロオクタン酸。フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに使われてきた。難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質を持つ。令和3年（2021年）に第一種特定化学物質に指定され、製造・輸入等が原則禁止された。国際がん研究機関（IARC）の評価では、アルコール飲料や加工肉などと同様に、グループ1「発がん性がある」に分類されている。

PFOS（p45）

ペルフルオロオクタンスルホン酸。半導体用反射防止剤・レジスト（電子回路基板を製造する際に表面に塗る薬剤）、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに使われてきた。難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質を持つ。平成22年（2010年）に第一種特定化学物質に指定され、製造・輸入等が原則禁止された。国際がん研究機関（IARC）の評価では、アスパルテーム（人工甘味料）などと同様に、グループ2B「発がん性がある可能性がある」と分類されている。

PM2.5（微小粒子状物質）（p22ほか）

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が2.5μm（マイクロメートル）以下のもの。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響が心配されている。

ア行

アイドリングストップ（p44）

自動車が走行していないときに、動いている状態の原動機（エンジン）を停止すること。

石綿（アスベスト）（p46）

天然に存在する繊維状の鉱物。耐久性、耐熱性等に優れ、保温・耐火材料等に用いられていたが、石綿の吸入は中皮腫・肺がんの発生率と深く関連することが判明したため、現在では使用が禁止されている。

一酸化炭素（化学式：CO）（p22ほか）

炭素又は炭素化合物を酸素の不十分な供給の下で燃焼させると生ずる無色、無臭の気体。人体には非常に有毒で、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬機能を阻害する。発生源は、都市では自動車の排気ガスによるものがその大部分を占めると考えられている。

一般環境大気測定局（p22）

大気の汚染の状況を常時監視するための測定局で、自動車排出ガス測定局以外のもの

インフラ（p27ほか）

インフラストラクチャーの略。国や地方が経済活動や社会生活を円滑に維持し、発展させるために必要な、道路、通信手段、港湾施設、教育施設、衛生施設等の基礎的な施設

オゾン層（p30）

成層圏に存在する、オゾン（O₃）を比較的多く含む層。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

温室効果ガス（p1ほか）

赤外線を吸収し、気温の上昇（温室効果）をもたらす、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の気体

カ行

海洋プラスチックごみ（p5ほか）

ぼい捨てや放置等により、海へ流出したプラスチックごみ

外来種（p21ほか）

人によって持ち込まれた、その地域に元々いなかった生物

花崗岩（p40）

深成岩の一種。石英、正長石、斜長石、雲母等を主成分とする岩石

カドミウム（化学式：Cd）（p45）

自然界に広く分布している重金属であり、工業用途としては蓄電池やメッキの原料など、さまざまな分野で利用されている。人体にとっては有害であり、長期間にわたって暴露されると、腎臓などに障害を引き起こすことが知られている。また、富山県の神通川流域で発生した「イタイイタイ病」の原因物質でもある。

環境基準（p22ほか）

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

環境教育等行動計画（p4ほか）

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」第8条に基づき、都道府県及び市町村が策定する、区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画

環境配慮設計（p26）

製品のライフサイクル全般にわたって、環境への影響を考慮した設計。DfE（Design for Environment）、環境適合設計、エコ・デザインなどと呼ばれることもある。

環境収容力（p26）

環境を損なうことなく受け入れることのできる範囲内の人間の活動・汚染物質の量

気候変動（p1ほか）

気温や気象などが長期にわたり変化する事象。自然要因によるものもあるが、近年は人の活動に伴う温室効果ガスの排出による地球温暖化が人類にとって大きな課題となっている。

供木運動（p32）

昭和32年（1957年）から昭和33年（1958年）まで、広島県下に樹木の提供を呼び掛けた運動。県内各地の市町村等から、約6,000本の樹木が寄せられた。

グリーンインフラ（p40）

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組

クリーンボランティア支援事業（p17ほか）

人の多く集まる場所や道路・歩道、身近な公園などの公共の場所をボランティアで清掃する企業や団体に、清掃用の軍手・ゴミ袋を提供する事業

光化学オキシダント（p22ほか）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光線によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾン、PNA（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸化性物質の総称。光化学オキシダントによる大気汚染を光化学スモッグという。日ざしの強い夏季に多く発生し、濃度が高くなると、目や気管支等の粘膜性刺激症状を中心とした被害をもたらす。

公共用水域（p22ほか）

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路

こどもエコチャレンジ（p48）

児童が夏休み中に日々の暮らしと地球温暖化との関わりを知り、省エネ活動に取り組むことにより、環境に配慮した行動を身に付けていくことを目的に実施する取組

サ行**サーキュラーエコノミー（循環経済）（p26）**

資源（再生可能な資源を含む）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システム

再生可能エネルギー（p30）

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー

在来種（p42ほか）

ある地域に昔から生息し、人が持ち込んだものでない生物種

持続可能な開発のための2030アジェンダ（p2）

平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年までの国際開発目標。17のゴールと169のターゲットを定めている。

自動車排出ガス測定局（p22）

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染が考えられる交差点、道路及び道路端付近において、大気の汚染の状況を常時監視するための測定局

重金属（p22ほか）

金、白金、銀、銅、水銀、鉛、鉄等、比重4～5以上の金属の総称。毒性を持つものが多い。

集約型都市構造（p32）

市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能などを集積させる都市構造

循環型社会 (p1ほか)

廃棄物等の発生抑制、資源の循環利用及び廃棄物の適正処理により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

循環共生型社会 (p26)

環境収容力を守り環境の質を上げることで、経済社会が成長・発展する持続可能な社会

しゅんせつ (p45)

水底の土砂、岩石等をさらうこと。河川の流路を広げ、航路の水深を増し、水質を浄化するなどの目的で行う。

水源の涵養 (p20ほか)

土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。雨水が土壌を通過することにより、水質が浄化される。

3R (スリーアール) (p36)

循環型社会を形成していくための三つの取組（Reduce：ごみの発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）の頭文字をとったもの

生物多様性地域戦略 (p4ほか)

「生物多様性基本法」第13条に基づき、都道府県及び市町村が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画

生物の多様性に関する条約 (生物多様性条約) (p42)

平成4年(1992年)に、リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)において採択された、生物の多様性の保全やその構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約

ゼロエミッションシティ広島 (p34ほか)

広島市が目指す、市民、事業者、行政の協働により、ごみの発生を極力抑制し、どうしても発生するごみは、経済的・技術的に可能な限り資源として有効に循環利用し、最後に残ってしまったごみは適正に処分することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される美しく魅力あふれる都市。「ゼロエミッション」は、平成7年(1995年)に国連大学が提唱した、資源の使用効率を高め、廃棄物がゼロになることを目指す構想

タ行**ダイオキシン類 (p46ほか)**

物の燃焼等によって非意図的に生成される有機塩素化合物の一種であり、法令において、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルと定義されている。無色の固体で水に溶けにくく、蒸発しにくい、脂肪等には溶けやすい。人に対して発がん性、甲状腺・免疫の機能低下、生殖障害等の影響があると言われている。

代替フロン (p30)

一般に、特定フロンの代替として利用されているハイドロフルオロカーボン(HFC)のことをいう。オゾン層は破壊しないが、二酸化炭素の数倍から数万倍の高い温室効果がある。

脱炭素社会 (p1ほか)

温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡が達成された社会

地域個体群 (p43)

地域性に着目して特定される個体群。生物は、同じ種でも地域によって遺伝的特性や生態的特性が異なることが多く、種を単位とする把握では十分でない場合に用いられる。

地域循環共生圏 (p26)

地域の多様な資源を最大限に活用しながら、環境・社会・経済を同時解決し続け、自立した地域を作るとともに、地域の個性を活かして地域同士が支えあうネットワークを形成する「自立・分散型社会」

地球温暖化 (p1ほか)

化石燃料の燃焼等により生ずる二酸化炭素等の温室効果ガスによって、地球全体の平均気温が上昇する現象

地産地消 (p30ほか)

ある地域で生産した農水産物やエネルギー等を、その地域の中で消費すること。

超高齢社会 (p11ほか)

高齢化率が高齢社会よりも高くなった社会。一般に、高齢化率が、7%以上の社会を高齢化社会、14%以上の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

電動車 (p15ほか)

電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車等、電気を動力源として使う自動車のこと。

特定外来生物（p42ほか）

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で指定される、海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの。飼育、栽培、保管及び運搬が原則禁止されている。

特定フロン（p30）

クロロフルオロカーボン（CFC）及びハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）のうち、法令に規定する特定物質をいう。オゾン層を破壊し、高い温室効果を有する。

ナ行**ナッジ（p50）**

行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的にとれるように手助けする政策手法

二酸化硫黄（化学式：SO₂）（p22ほか）

気体は亜硫酸ガスともいい、石油、石炭等の硫黄分を含んだ燃料の燃焼等により発生する。無色、刺激臭があり、粘膜質、特に気道に対する刺激作用がある。

二酸化窒素（化学式：NO₂）（p22ほか）

石油、石炭等の燃料の燃焼等により発生する。大気中に排出される窒素酸化物のうち、ほとんどが二酸化窒素であり、赤褐色の刺激性の気体である。水に溶解しにくいので、肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

燃料電池自動車（p15）

水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作る「燃料電池」を搭載し、そこで作られた電気を動力源としてモータで走行する自動車。水素を燃料としているため走行中に排出されるのは水のみで二酸化炭素の排出はない。

ネイチャーポジティブ（p41）

生物多様性の損失の流れを止めて、回復に反転させること。

ノーマイカーデー運動（p44）

事業者や行政の単位で、毎月又は毎週、日を決めて、自動車の利用を控えて公共交通機関を利用すること等により、渋滞緩和、燃料の節約、環境意識の向上に貢献しようとする取組

ハ行**ハイブリッド自動車（p15）**

ガソリンエンジンに加えてモータ・バッテリーを搭載し、走行状況に応じてエンジン・モータの二つの動力源を最適にコントロールすることで、燃費を向上させた自動車

パリ協定（p29）

平成27年（2015年）12月に、パリで開催された第21回気候変動に関する国際連合枠組条約締約国会議（COP21）において採択された令和2年（2020年）以降の国際的枠組み。世界の平均気温の上昇の抑制等に関する長期目標を掲げ、全ての国が温室効果ガス排出量の削減目標の作成等を行い、気候変動による影響への適応を含めた地球温暖化対策に取り組むこと等について規定している。

ヒートアイランド現象（p32ほか）

都市部の地上気温が周辺部よりも高くなる現象。建物、自動車等からの人工排熱の増加、緑地の減少、アスファルト・コンクリート面の拡大、密集した建物による風通しの阻害等により熱が蓄積し、引き起こされる。

広島広域都市圏（p28）

本市を中心として広島県、山口県及び島根県の3県にまたがる市町で構成する連携中枢都市圏

浮遊粒子状物質（p22ほか）

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が10μm以下のもの。ディーゼル車の排出ガス、工場のばい煙、道路粉じん等が主な発生源とされ、人の気道や肺胞に沈着して、呼吸器疾患を起こす。

プラグインハイブリッド自動車（p15）

電気自動車とハイブリッド自動車の長所を合わせた自動車。充電することもでき、その電気を使い切っても、そのままハイブリッド自動車として走行することが可能である。

平和首長会議（p28）

昭和57年（1982年）の第2回国連軍縮特別総会において、広島市長が、世界の都市が国境を越えて連帯し、核兵器廃絶への道を切り開こうと訴えたことに始まり、同年、この趣旨に賛同する都市（自治体）を構成団体として設立された機構。当初は世界平和連帯都市市長会議という名称であったが、平成25年（2013年）に現在の名称に変更

ベンゼン（化学式：C₆H₆）（p46ほか）

大気中に存在する揮発性有機化合物の一種で、無色で特有の芳香をもつ。発がん性を有し、白血病などの健康被害を引き起こすとされている。自動車の排出ガスが主な発生源であるとされている。

マ行**マイクロプラスチック（p19ほか）**

一般的に5mm未満とされるプラスチックのこと。様々プラスチック製品から発生しているといわれており、環境中に流出すると回収が難しい。

う行**倫理的消費（エシカル消費）（p50ほか）**

エコ商品を選ぶ、地元の産品を買うなど、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行ったりすること。

流域水循環計画（p4ほか）

「水循環基本法」に規定する水循環基本計画に基づき、地方公共団体等が策定する計画。地域の実情に応じた健全な水循環の維持又は回復のための施策を、柔軟かつ段階的に推進することを目的とする。

連携中枢都市圏制度（p28）

人口減少・超高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するため、一定の要件を満たす連携中枢都市と近隣市町が連携協約を締結し、圏域全体の経済成長の牽引を図る施策や高次の都市機能の集積・強化を図る施策、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図る施策を実施する制度

資料4 環境の現状を把握する上で参考となる指標等一覧

指 標	資 料 提 供 元
温室効果ガス排出量	環境局温暖化対策課
6・7月の救急搬送熱中症患者数	消防局警防部救急課
公共交通機関全体の利用者数	道路交通局公共交通政策部
1人1日当たり一般廃棄物排出量	環境局業務部業務第一課
クリーンボランティア参加者数	
容器包装プラスチック・ペットボトルの資源化率	
污水处理人口普及率	下水道局施設部計画調整課
森林ボランティアの活動者数	経済観光局農林水産部農林整備課
生物多様性の保全につながる取組を行っている市民の割合	市民意識調査
二酸化硫黄	環境局環境保全課
二酸化窒素	
一酸化炭素	
浮遊粒子状物質	
PM2.5（微小粒子状物質）	
光化学オキシダント	
人の健康の保護に関する項目（河川）	
人の健康の保護に関する項目（海域）	
生活環境の保全に関する項目（河川のBOD）	
生活環境の保全に関する項目（海域のCOD）	
ダイオキシン類	
有害大気汚染物質	
自動車騒音	

指 標	資 料 提 供 元
環境教育・学習に係る事業の参加者数 【環境に係る以下事業参加者数の合計】 ・スマイル！ひろしま広場 ・脱・温暖化！ひろしま ・ひろしま温暖化ストップ！フェア ・省エネルギーセミナー ・中高生向けワークショップ ・環境サポーター養成講座（修了者） ・広島地球ウォッチングクラブ ・こどもエコチャレンジ ・太田川流域振興会議 ・ごみ処理施設等見学 ・環境ポスター ・森林公園自然体験活動推進事業 ・安佐動物公園動物とのふれあい事業 ・植物公園自然体験活動 ・出前講座	各事業所管課
環境に配慮した行動や活動を実践している市民の割合	市民意識調査

登 録 番 号	広 H7-2025-766
名 称	第4次広島市環境基本計画
編集・発行者	広島市環境局環境政策課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 (〒730-8586) TEL 082-504-2505
発 行 年 月	令和8年3月